

# <奇数月定額払出型>ダイワ先進国リート $\alpha$

## 為替ヘッジあり／為替ヘッジなし

追加型投信／内外／不動産投信(リート)

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2019年12月7日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「<奇数月定額払出型>ダイワ先進国リート $\alpha$ 」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2019年12月6日に関東財務局長に提出しており、2019年12月7日にその届出の効力が生じております。

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 発行者名                | 大和証券投資信託委託株式会社    |
| 代表者の役職氏名            | 取締役社長 松下 浩一       |
| 本店の所在の場所            | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当ありません。          |

## 大和投資信託

Daiwa Asset Management

## 第一部 証券情報

### (1) ファンドの名称

- ＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり
- ＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし

(注1) 以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとしします。

(注2) 上記を、それぞれ「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」という場合があります。

(注3) 上記の総称を「＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα」としします。

### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (3) 発行（売出）価額の総額

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。

### (4) 発行（売出）価格

各ファンドについて、1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることで知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

### (5) 申込手数料

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

**(6) 申込単位**

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の 9:00～17:00）

**(7) 申込期間**

2019 年 12 月 7 日から 2020 年 3 月 11 日まで（継続申込期間）

**(8) 申込取扱場所**

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

**(9) 払込期日**

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

**(10) 払込取扱場所**

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

**(11) 振替機関に関する事項**

振替機関は下記のとおりです。  
株式会社 証券保管振替機構

**(12) その他**

- ① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ② 次のイ．およびロ．に掲げる日を申込受付日とする受益権の取得の申込みの受付は行ないません。また、次のイ．およびハ．に掲げる日を申込受付日とする受益権の換金の申込みの受付は行ないません。  
イ．ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日  
ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

ハ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

※申込受付中止日は、販売会社にお問合わせ下さい。

- ③ 委託会社の各営業日（※）の午後３時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。

（※）前②の申込受付中止日を除きます。

- ④ 金融商品取引所（金融商品取引法第２条第１６項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

- ⑤ 取得申込金額に利息は付きません。

- ⑥ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、リート（不動産投資信託）への投資とオプション取引を組み合わせたカバーコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざすとともに、払出水準に基づいて、投資者に対し奇数月に資金（分配金）の払出しを行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり

|         |               |                      |
|---------|---------------|----------------------|
| 商 品 分 類 | 単位型投信・追加型投信   | 追加型投信                |
|         | 投資対象地域        | 内外                   |
|         | 投資対象資産(収益の源泉) | 不動産投信（リート）           |
| 属 性 区 分 | 投資対象資産        | その他資産（投資信託証券（その他資産）） |
|         | 決算頻度          | 年6回（隔月）              |
|         | 投資対象地域        | グローバル（含む日本）          |
|         | 投資形態          | ファンド・オブ・ファンズ         |
|         | 為替ヘッジ         | 為替ヘッジあり（フルヘッジ）       |

＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし

|         |               |                      |
|---------|---------------|----------------------|
| 商 品 分 類 | 単位型投信・追加型投信   | 追加型投信                |
|         | 投資対象地域        | 内外                   |
|         | 投資対象資産(収益の源泉) | 不動産投信（リート）           |
| 属 性 区 分 | 投資対象資産        | その他資産（投資信託証券（その他資産）） |
|         | 決算頻度          | 年6回（隔月）              |
|         | 投資対象地域        | グローバル（含む日本）          |
|         | 投資形態          | ファンド・オブ・ファンズ         |
|         | 為替ヘッジ         | 為替ヘッジなし              |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

##### (注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「内外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「不動産投信（リート）」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの

##### (注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「年6回（隔月）」…目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ

- ・「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

## 商品分類表

【＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり】

【＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし】

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉）        |
|-------------|--------|----------------------|
| 単位型投信       | 国内     | 株式<br>債券             |
| 追加型投信       | 海外     | 不動産投信                |
|             | 内外     | その他資産<br>( )<br>資産複合 |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表【＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり】

| 投資対象資産                                          | 決算頻度         | 投資対象地域          | 投資形態             | 為替ヘッジ         |
|-------------------------------------------------|--------------|-----------------|------------------|---------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                         | 年1回          | グローバル<br>(含む日本) |                  |               |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( ) | 年2回          | 日本              |                  |               |
|                                                 | 年4回          | 北米              | ファミリー<br>ファンド    | あり<br>(フルヘッジ) |
|                                                 | 年6回<br>(隔月)  | 欧州              |                  |               |
| 不動産投信                                           |              | アジア             |                  |               |
| その他資産<br>(投資信託証券)<br>(その他資産)                    | 年12回<br>(毎月) | オセアニア           |                  |               |
|                                                 |              | 中南米             |                  |               |
| 資産複合<br>( )                                     | 日々           | アフリカ            | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし            |
| 資産配分固定型<br>資産配分変更型                              | その他<br>( )   | 中近東<br>(中東)     |                  |               |
|                                                 |              | エマージング          |                  |               |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〔＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし〕

| 投資対象資産                       | 決算頻度         | 投資対象地域          | 投資形態             | 為替ヘッジ     |
|------------------------------|--------------|-----------------|------------------|-----------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株      | 年1回          | グローバル<br>(含む日本) | ファミリー<br>ファンド    | あり<br>( ) |
| 債券<br>一般                     | 年2回          | 日本              |                  |           |
| 公債                           | 年4回          | 北米              |                  |           |
| 社債                           | 年6回<br>(隔月)  | 欧州              |                  |           |
| その他債券<br>クレジット属性<br>( )      | 年12回<br>(毎月) | アジア             |                  |           |
| 不動産投信                        | 日々           | オセアニア           | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし        |
| その他資産<br>(投資信託証券)<br>(その他資産) | その他<br>( )   | 中南米             |                  |           |
| 資産複合<br>( )                  |              | アフリカ            |                  |           |
| 資産配分固定型<br>資産配分変更型           |              | 中近東<br>(中東)     |                  |           |
|                              |              | エマージング          |                  |           |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

**1 リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築します。**

- 先進国のリートに投資します。
- 個別銘柄ごとに、保有口数(株数)の一部または全部にかかるコール・オプションを売却することでカバードコール戦略を構築します。

**2 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。**

**為替ヘッジあり**

- ◆ 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

**為替ヘッジなし**

- ◆ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

**3 払出水準に基づいて奇数月に資金(分配金)の払出しを行ないます。**

**4 満期償還日(2020年3月13日)までに基準価額が一度でも2,000円を下回った場合、安定運用に入った後、繰上償還します。**

---



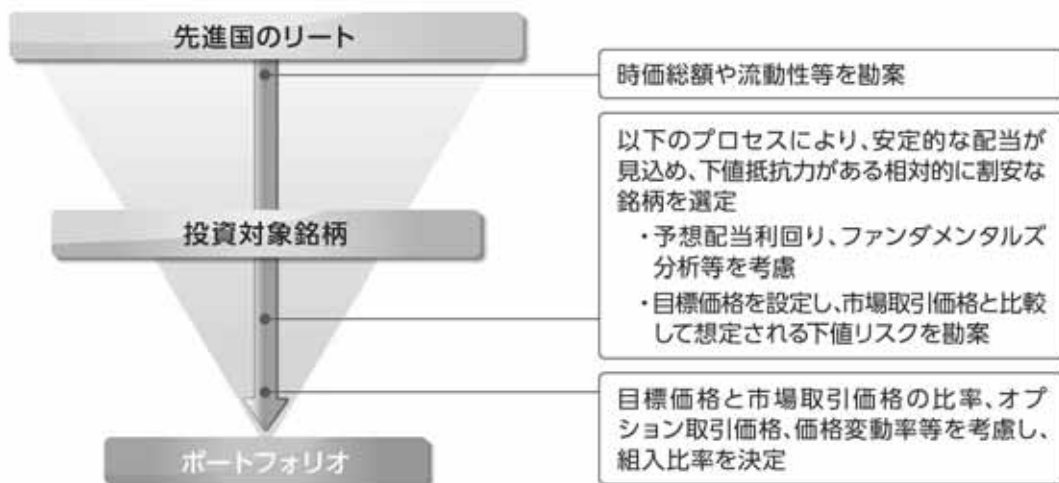
# 1

## リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築します。

### ■ リートの運用にあたっては、以下の点に留意します。

- ・先進国のリートの中から、時価総額や流動性等を考慮して投資対象銘柄を選定します。
- ・投資対象銘柄の中から、安定的な配当が見込め、下値抵抗がある相対的に割安な銘柄を選定し、バリュエーション、オプション取引価格等を考慮し、リートポートフォリオを構築します。
- ・リートポートフォリオの予想配当利回りは市場平均以上となることをめざします。

### ポートフォリオ構築プロセス



### リートへの投資のイメージ



(注) リート＝不動産投資信託 (Real Estate Investment Trust, REIT)

- 少額から投資でき、さまざまな不動産に分散が可能になります。
- 専門家が不動産の選定を行ないます。
- 上場しているリートは換金性に優れています。

- 個別銘柄ごとに、保有口数(株数)の一部または全部にかかるコール・オプションを売却することでカバードコール戦略を構築します。

#### カバードコール戦略とは

- リートを保有しつつ、リー트의コール・オプション(買う権利)を売却する戦略です。
- リート価格の上昇／下落にかかわらず、オプションプレミアムを獲得することができます。
- 一方で、リート価格の上昇による利益は一定の水準までに限定されます。
- リート価格が下落した場合、損失が発生しますが、オプションプレミアムにより値下がり損が軽減されることで、収益の改善が期待できます。

#### 当ファンドにおけるカバードコール戦略について

- 原則として、売却したコール・オプションが満期を迎えるごとに、銘柄を見直すとともに新たにコール・オプションを売却することで、カバードコール戦略を再構築します。
- 個別銘柄ごとの価格変動の方向性と変動率に基づき、個別銘柄ごとにカバー率、権利行使価格を設定します。  
リー트의価格上昇期待が大きいと判断される場合には、カバー率を引き下げ、横ばいまたは下落が予想される場合には、カバー率を引き上げます。  
※カバー率: リートの保有口数に対するコール・オプションの口数の割合
- 権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用します。

- ・「オプションプレミアム」とは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。
- ・「権利行使価格」とは、オプションの権利行使の基準となるリート価格をいいます。

- リートおよびカバードコール戦略の運用はクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドが行ないます。リー트의銘柄選定にあたっては、クレディ・スイス・アセット・マネジメント(スイス)リミテッドの助言を活用します。

#### 【クレディ・スイスについて】

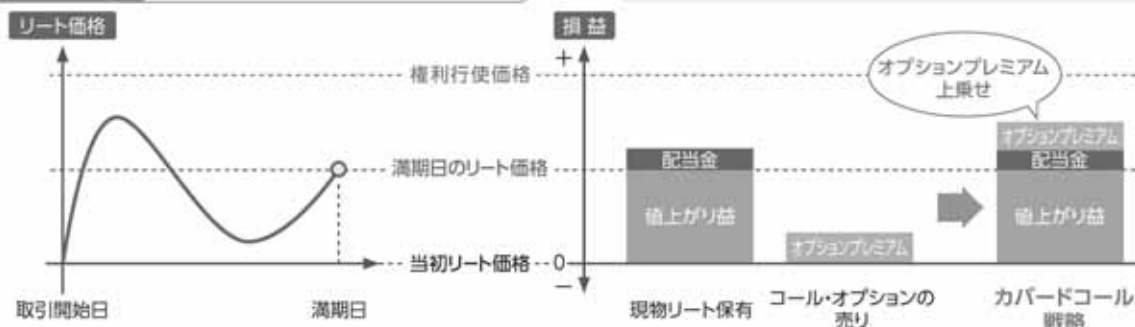
- スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループです。
- 世界50カ国以上に拠点を持ち、世界中の法人、富裕層個人、スイス国内個人などの顧客に多彩な金融サービスを提供している世界有数のグローバルな金融機関です。

## カバードコール戦略における損益イメージ

### ケース①

リート価格は上昇したが、満期日に権利行使価格に到達しなかった場合

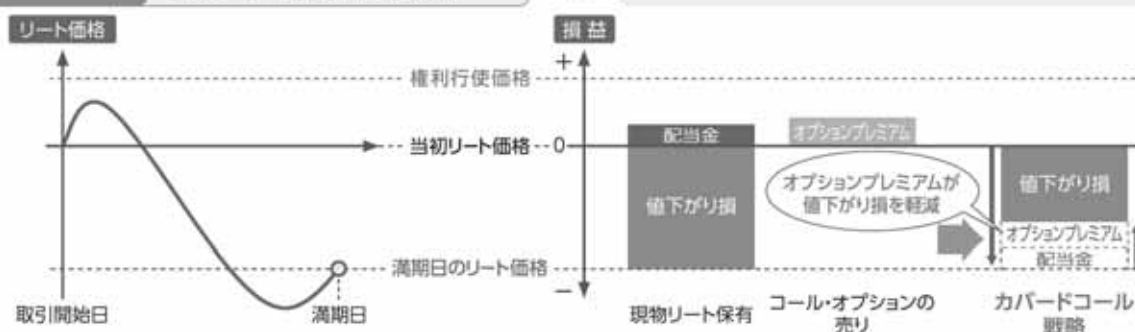
リート価格の上昇による利益が発生します。



### ケース②

リート価格が下落し、満期日に当初リート価格を下回った場合

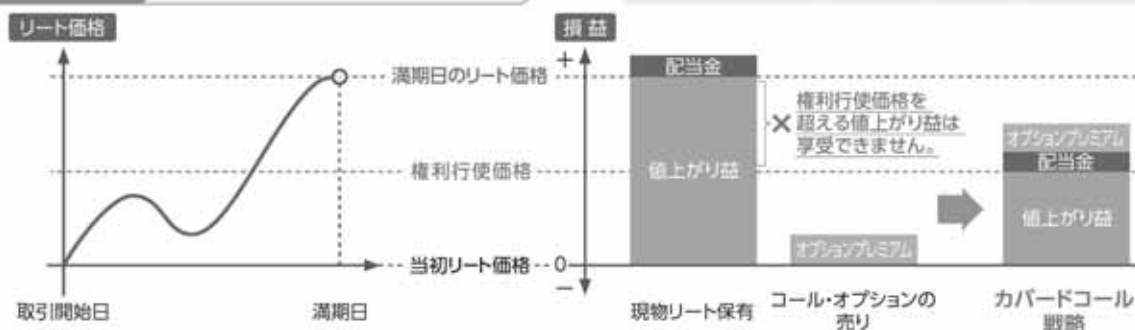
リート価格の下落による損失が発生します。



### ケース③

リート価格が上昇し、満期日に権利行使価格以上となった場合

リート価格の上昇による利益が発生しますが、権利行使価格を上回る上昇による利益は受取れません。



※上記はイメージであり、実際のリート価格、配当金、オプションプレミアムとは異なります。また、投資成果を示唆または保証するものではありません。

※上記は個別銘柄ごとに、保有口数(株数)全部にかかるコール・オプションを売却した場合の、1つの権利行使期間における損益を表したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。

※上記はリー트의配当金の支払いがあったことを前提として損益を表したものです。

※当ファンドにおいて、カバードコール戦略の損益は毎営業日時価評価され、基準価額に反映されます。

## 2

「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

### 為替ヘッジあり

- ◆ 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

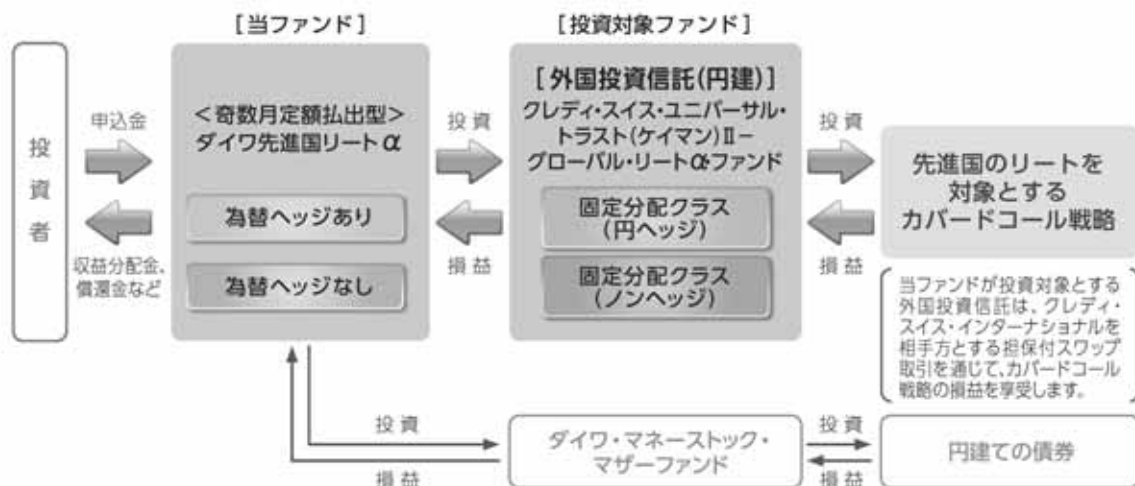
### 為替ヘッジなし

- ◆ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

### ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、先進国のリートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築します。
- 当ファンドが投資対象とする外国投資信託では、直接リートへの投資やオプション取引を行わず、担保付スワップ取引を通じて、先進国のリートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の損益を享受します。



※ 投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

### 3

**払出水準に基づいて奇数月に資金(分配金)の払出しを行ない  
ます。**

奇数月の払出水準

**1万口当たり 150円**

※上記払出水準の数値は、税引き前のものです。  
※以下、資金(分配金)を払出金と表示することがあります。

- ・払出金(分配金)は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、払出金(分配金)が支払われると、その金額相当分、基準価額は下落します。

※払出水準は、上記の額のお支払いを保証するものではありません。また、当ファンドの収益率や利回りを示すものではありません。  
※上記の払出水準は、投資対象ファンド\*において分配が行なわれ、かつ組入資産の売却やその売却代金の円貨での送金といった取引が円滑に行なうとの予想に基づくものです。  
※運用収益が払出水準に満たない場合、払出金の一部または全部が、実質的に投資元本の払戻しにより充当されます。

\*投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

\*上記の払出しの仕組みは、現在の法令や諸規則などを前提としています。今後法令や諸規則などが変更された場合、上記のような払出しができなくなる可能性があります。

- **毎年奇数月(1、3、5、7、9、11月)の各13日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、払出しを行ないます。**

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、1万口当たり150円の払出水準に基づき、これを上限として払出額を決定します。ただし、ファンドが繰上償還することが決定した場合は、決定以後払出しを行ないません。また、分配対象額が少額の場合には払出しを行なわないことがあります。

**収益分配(払出し)のイメージ**



・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。  
・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。  
・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

## [収益分配金(払出金)に関する留意事項]

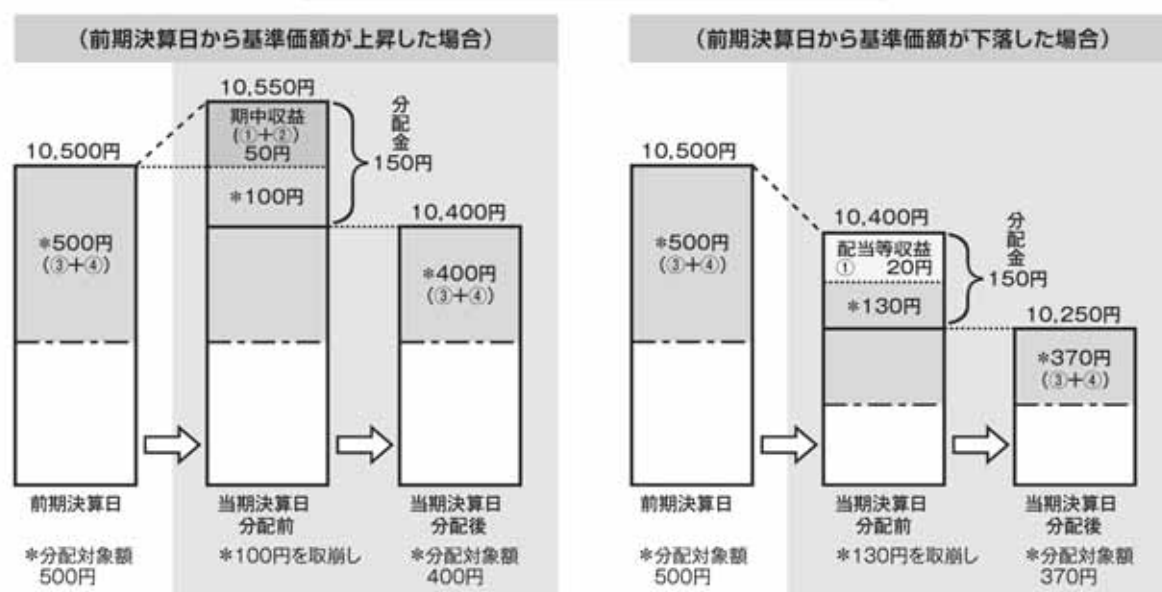
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



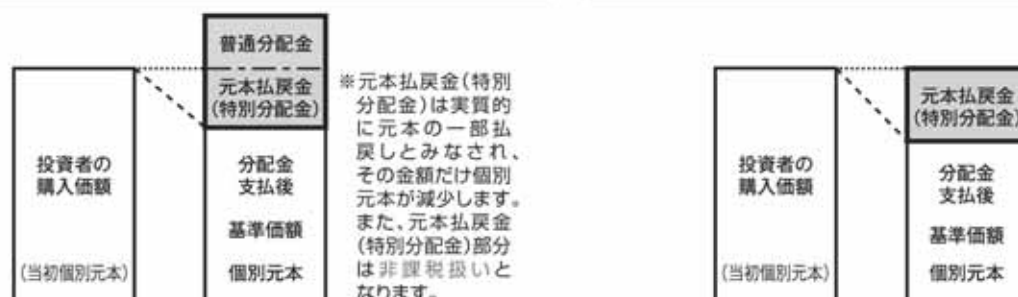
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金) 減少します。

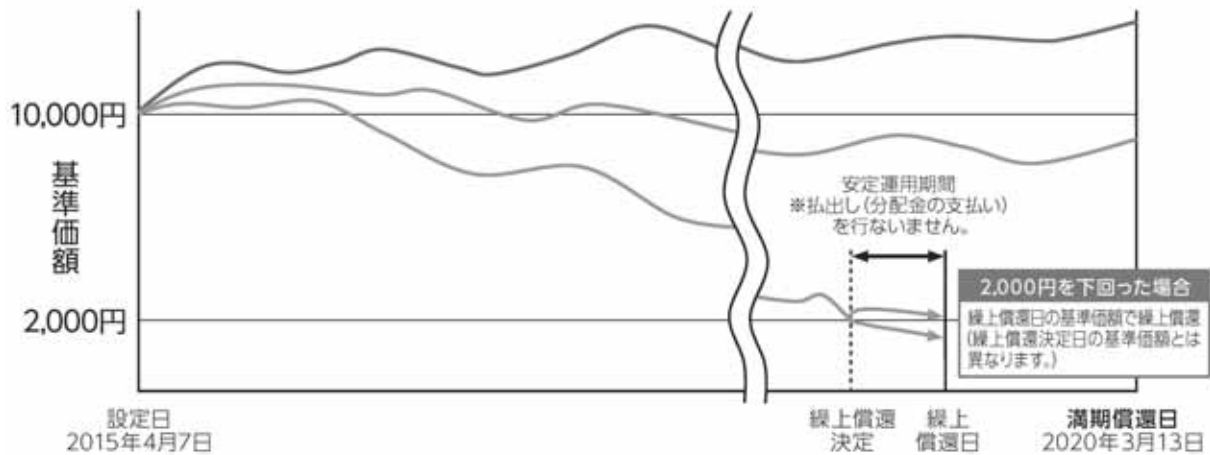
(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料及び税金(5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

# 4

満期償還日(2020年3月13日)までに基準価額が一度でも2,000円を下回った場合、安定運用に入った後、繰上償還します。

◆ 基準価額は1万円当たりとし、既払出金を加算しません。

## イメージ図



※上記は当ファンドの基準価額の推移、償還について分かりやすく説明するためのイメージです。

※上記は、当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※基準価額が2,000円を下回った場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ないます。流動性等により保有銘柄の売却が速やかに行なえない場合や、投資対象とする外国投資信託の償還等の処理に時間を要する場合などがあるため、繰上償還が行なわれるまで日数がかかることがあります。

※基準価額が2,000円を下回ってから償還までの市況動向等により、基準価額もしくは償還価額が2,000円を大きく下回ることがあります。

※基準価額が2,000円を下回ってから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。

- ・ 当ファンドは、通常の状態、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ・ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1～4の運用が行なわれないことがあります。

<投資対象ファンドの概要>

1. クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－グローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））
2. クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－グローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 形態/表示通貨 | ケイマン籍の外国投資信託／円建                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 運用の基本方針 | 主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 主要投資対象  | 担保付スワップ取引                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 運用方針    | <p>1. 主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の投資成果を享受します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保付スワップ取引の相手方は、クレディ・スイス・インターナショナルです。</li> </ul> <p>2. カバードコール戦略の構築にあたっては、以下の点に留意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国のリートの中から、時価総額や流動性等を考慮して投資対象銘柄を選定します。</li> <li>・投資対象銘柄の中から、安定的な配当が見込め、下値抵抗力がある相対的に割安な銘柄を選定します。</li> <li>・リーートのバリュエーション、オプション取引価格等を考慮し、リートポートフォリオを構築します。</li> <li>・リートポートフォリオの予想配当利回りは市場平均以上となることをめざします。</li> </ul> <p>※市場平均とは、S&amp;P 先進国 REIT 指数の配当利回りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別銘柄ごとに、当該リートを原資産とするヨーロピアン・コールオプションを売却することでカバードコール戦略を構築します。</li> <li>・個別銘柄ごとに、価格の方向性に基づき、保有口数（または保有株数）の一部または全部にかかるコールオプションを売却することを基本とします。</li> <li>・リートおよびカバードコール戦略の運用はクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドが行ないます。リーートの銘柄選定にあたっては、クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）リミテッドの助言を活用します。</li> </ul> <p>3. （固定分配クラス（円ヘッジ））<br/>為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。</p> <p>（固定分配クラス（ノンヘッジ））<br/>為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p> <p>4. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> |
| 設定日     | 2015 年 4 月 8 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 信託期間    | 無期限                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 決算日     | 2 月末日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 払出し     | 原則として、偶数月に信託財産の一部払出しを行ないます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |



|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>払出金額は、原則として、1口当たり1.8円とします（当初1口＝100円）。<br/> ※上記の金額は、通常の状態において払出しが行ないうるとの予想に基づくものであり、2019年9月末時点のものです。今後、投資対象ファンドの受託会社の判断によって、変更される場合があります。<br/> 上記は、投資対象ファンドの一定の利回りを保証するものでも示唆するものでもありません。</p>                                                                                                            |
| 管理報酬等   | <p>（固定分配クラス（円ヘッジ））<br/> 純資産総額に対して年率0.54%程度<br/> （クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）リミテッドのリート運用に関する助言報酬、担保付スワップにかかる費用、監査費用、弁護士費用等を含みます。）<br/> （固定分配クラス（ノンヘッジ））<br/> 純資産総額に対して年率0.52%程度<br/> （クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）リミテッドのリート運用に関する助言報酬、担保付スワップにかかる費用、監査費用、弁護士費用等を含みます。）</p> <p>ただし、その他ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。</p> |
| 申込手数料   | かかりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 信託財産留保額 | 0.30%                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 管理会社    | クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 備考      | <p>当外国投資信託は、担保付スワップ取引の相手方にカバードコール戦略の構築に必要な現金を支払い、当該戦略の評価額に相当する米国の国債などを担保として受け入れます。担保付スワップ取引の相手方は、日々の担保付スワップ取引の評価を行っており、担保も洗い替えされます。担保付スワップ取引の評価には、リート等へ投資する場合にかかるコストや税金等が反映されます。</p>                                                                                                                       |

|                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p align="center"><b>■クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドについて■</b></p> <p>クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループ、クレディ・スイス・グループの一員で、ファンドの資産の運用管理、受益証券の発行等を行ないます。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3. ダイワ・マネースtock・マザーファンド

|              |                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 形態／表示通貨      | 国内籍の証券投資信託／円建                                                                                                                                                                                                                           |
| 運用の基本方針      | 安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。                                                                                                                                                                                                               |
| 主要投資対象       | 円建ての債券                                                                                                                                                                                                                                  |
| 投資態度         | <p>①円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。</p> <p>②円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。</p> <p>③当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> |
| 設定日          | 2010年3月5日                                                                                                                                                                                                                               |
| 信託期間         | 無期限                                                                                                                                                                                                                                     |
| 決算日          | 毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）                                                                                                                                                                                                                     |
| 運用管理費用（信託報酬） | かかりません。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 委託会社         | 大和証券投資信託委託株式会社                                                                                                                                                                                                                          |

|      |           |
|------|-----------|
| 受託会社 | 株式会社りそな銀行 |
|------|-----------|

## (2) ファンドの沿革

2015 年 4 月 7 日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

## (3) ファンドの仕組み

|                       |                                               |                                                                                                                                                                               |
|-----------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受益者                   | お申込者                                          |                                                                                                                                                                               |
| 収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3） |                                               |                                                                                                                                                                               |
| お取扱窓口                 | 販売会社                                          | 受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行います。<br>①受益権の募集の取扱い<br>②一部解約請求に関する事務<br>③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など                                                                |
| ↑↓※1                  | 収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）                         |                                                                                                                                                                               |
| 委託会社                  | 大和証券投資信託委託株式会社                                | 当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。<br>①受益権の募集・発行<br>②信託財産の運用指図<br>③信託財産の計算<br>④運用報告書の作成 など                                                              |
| ↓運用指図 ↑↓※2            | 損益↑↓信託金（※3）                                   |                                                                                                                                                                               |
| 受託会社                  | 株式会社りそな銀行<br><br>再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。<br>①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分<br>②信託財産の計算 など |
| 損益↑↓投資                |                                               |                                                                                                                                                                               |
| 投資対象                  | 投資対象ファンドの受益証券 など                              |                                                                                                                                                                               |

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

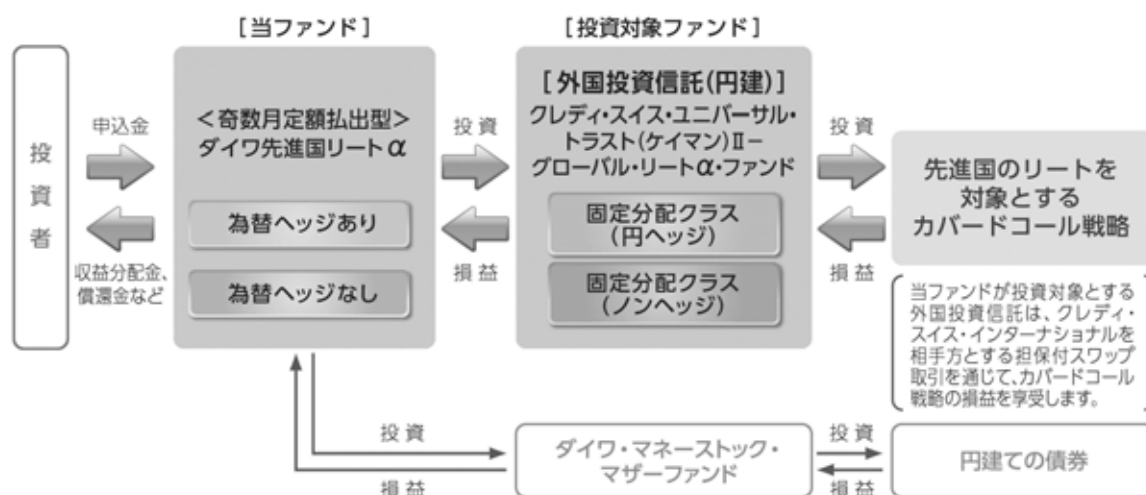
※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。ま

た、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、先進国のリートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築します。
- 当ファンドが投資対象とする外国投資信託では、直接リートへの投資やオプション取引を行わず、担保付スワップ取引を通じて、先進国のリートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の損益を享受します。



< 委託会社の概況（2019年9月末日現在） >

- ・ 資本金の額 151 億 7,427 万 2,500 円
- ・ 沿革
  - 1959年12月12日 設立登記
  - 1960年2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
  - 1960年4月1日 営業開始
  - 1985年11月8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
  - 1995年5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
  - 1995年9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
  - 2007年9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。  
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）
- ・ 大株主の状況

| 名 称            | 住 所               | 所有<br>株式数      | 比率          |
|----------------|-------------------|----------------|-------------|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 株<br>2,608,525 | %<br>100.00 |

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

＜為替ヘッジあり＞

#### ① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－グローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））」（以下「リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ）」）といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券

#### ② 投資態度

- イ. 主として、リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））の受益証券を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざします。
- ロ. 当ファンドは、リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））とダイワ・マネースtock・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ. リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないません。
- ニ. 上記イ.～ハ.にかかわらず、基準価額（1 万口当たり。既払出金を加算しません。以下本ニ.において同じ。）が一度でも 2,000 円を下回った場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。ただし、基準価額が 2,000 円を下回ってから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。
- ホ. 払出水準に基づいて、投資者に対し奇数月に資金の払出しを行ないません。
- ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

＜為替ヘッジなし＞

#### ① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－グローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））」（以下「リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ）」）といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券

#### ② 投資態度

- イ. 主として、リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））の受益証券を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざします。
- ロ. 当ファンドは、リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））とダイワ・マネースtock・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ. リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ. 上記イ.～ハ.にかかわらず、基準価額（1 万口当たり。既払出金を加算しません。以下本ニ.において同じ。）が一度でも 2,000 円を下回った場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。ただし、基準価額が 2,000 円を下回ってから満期償還日までの期間が短い

場合、繰上償還を行ないません。

ホ. 払出水準に基づいて、投資者に対し奇数月に資金の払出しを行ないます。

ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### <投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

##### 1. 為替ヘッジあり

|            |                                                                                                                   |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資先ファンドの名称 | クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－グローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））                                                        |
| 選定の方針      | 主として、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう。原則として、信託財産の一部払出しを行なう。 |

##### 2. 為替ヘッジなし

|            |                                                                                                                          |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資先ファンドの名称 | クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－グローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））                                                              |
| 選定の方針      | 主として、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行なわない。原則として、信託財産の一部払出しを行なう。 |

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

#### (2) 投資対象

<為替ヘッジあり>

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーストック・マザーファンドの受益証券

2. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－グローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））」の受益証券（円

建)

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 3. の証券の性質を有するもの

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前 1. に掲げる投資信託の受益証券および前 2. に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

#### <為替ヘッジなし>

① （＜為替ヘッジあり＞と同規定）

② 委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の 1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の 2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の 3. から 5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券

2. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ グローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））」の受益証券（円建）

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 3. の証券の性質を有するもの

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前 1. に掲げる投資信託の受益証券および前 2. に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③ （＜為替ヘッジあり＞と同規定）

#### <投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の 10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

##### 1. 為替ヘッジあり

| 投資先ファンドの名称 | クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ グローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））                                                                                                                        |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用の基本方針    | 主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。<br>原則として、偶数月に信託財産の一部払出しを行ないます。払出金額は、原則として、1 口当たり 1.8 円とします（当初 1 口＝100 円）。 |

|                 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| 主 要 な 投 資 対 象   | 担保付スワップ取引                       |
| 委 託 会 社 等 の 名 称 | 管理会社：クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド |

## 2. 為替ヘッジなし

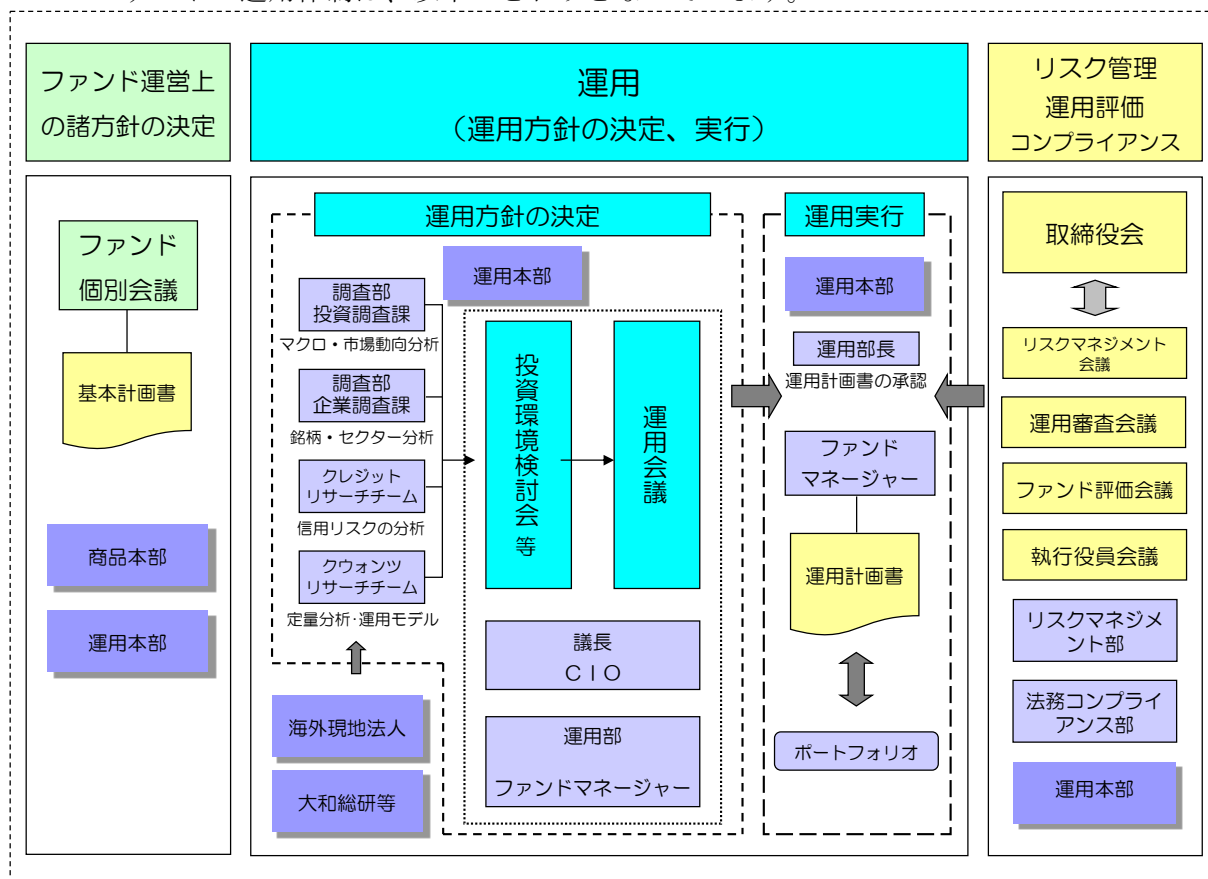
|                 |                                                                                                                                                                                        |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資先ファンドの名称      | クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱーグローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））                                                                                                                            |
| 運 用 の 基 本 方 針   | 主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。<br>原則として、偶数月に信託財産の一部払出しを行ないます。払出金額は、原則として、1口当たり 1.8 円とします（当初 1 口＝100 円）。 |
| 主 要 な 投 資 対 象   | 担保付スワップ取引                                                                                                                                                                              |
| 委 託 会 社 等 の 名 称 | 管理会社：クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド                                                                                                                                                        |

くわしくは「1 ファンドの性格 （1）ファンドの目的及び基本的性格 ＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

## (3) 運用体制

### ① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



### ② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

#### イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個



別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者である CIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月 1 回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ ファンド運用に関する組織運営
- ・ ファンドマネージャーの任命・変更
- ・ 運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・ 各ファンドの分配政策の決定
- ・ 代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0~5 名程度)

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (0~5 名程度)

CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長 (各運用部に 1 名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は 30~40 名程度です。

イ. ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ. 運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ. 執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。  
また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は 2019 年 9 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### (4) 分配方針

＜各ファンド共通＞

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、1 万口あたり 150 円の払出水準に基づき、これを上限として払出額を決定します。ただし、当ファンドが繰上償還することが決定した場合は、決定以後払出しを行ないません。また、分配対象額が少額の場合には、払出しを行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

#### (5) 投資制限

＜各ファンド共通＞

- ① 株式（信託約款）  
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券（信託約款）  
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産（信託約款）  
外貨建資産への直接投資は、行ないません。
- ④ 信用リスク集中回避（信託約款）  
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ⑤ 資金の借入れ（信託約款）  
イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。  
ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。  
ハ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参 考＞投資対象ファンドについて

1. クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱーグローバル・リート α・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））
2. クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱーグローバル・リート α・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））

「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 ＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

### 3. ダイワ・マネースtock・マザーファンド

※下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用（信託報酬）」等）については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な投資制限  | <p>① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④ 外貨建資産への投資は、行ないません。</p> |
| 償 還 条 項 | <p>信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p>                                                                                                                                                                                   |

### 3 投資リスク

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、不動産投資信託証券への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

##### ① リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

###### 〈リート的主要な価格変動要因〉



イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リーートの価格や配当は、リーートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リーートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リーートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・リーートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリーートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リーートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リーートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リー

トの価格や配当が影響を受けることが考えられます。

- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② カバードコール戦略の利用に伴うリスク

オプションプレミアムの水準は、オプション売却時のリート価格水準、権利行使価格、リート価格変動率（ボラティリティ）、満期日までの期間、金利水準、配当金額、需給等により決定されます。想定したオプションプレミアムが確保できない場合もあります。

リート価格水準やリート価格変動率の変動等によりコール・オプションの評価値が変動し、損失を被る場合があります。

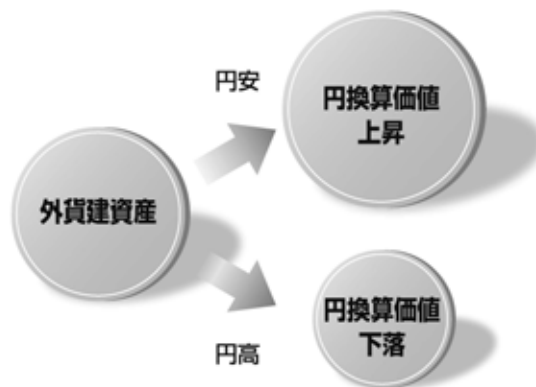
カバードコール戦略では、リート価格が上昇した場合の値上がり益が限定されるため、リートのみ投資した場合に対して投資成果が劣化する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、リート価格が下落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額の回復はリート価格に比べて緩やかになる可能性があります。

当ファンドでは個別銘柄ごとにカバードコール戦略を構築するため、リート価格上昇時の値上がり益が個別銘柄ごとに限定される結果、投資成果がリート市場全体の動きに対して劣化する可能性があります。

③ 外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

「為替ヘッジあり」において、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。ただし、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

「為替ヘッジなし」において、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

④ スワップ取引の利用に伴うリスク

スワップ取引の相手方に債務不履行や倒産その他の事態が生じた場合、カバードコール

戦略の投資成果を享受することができず、ファンドの運用の継続が困難となり、予想外の損失を被る可能性があります。また、スワップ取引の相手方から受入れた担保を想定した価格で処分できない場合があることから損失を被る可能性があります。

当ファンドが投資対象とする外国投資信託は、スワップ取引の相手方が取引するリートやオプションについて何ら権利を有しません。

⑤ その他

イ．解約資金を手当てするためカバードコール戦略を解消（リートの売却およびオプションの買戻し）する際、市場規模や市場動向によっては当初期待される価格で解消できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消することがあります。

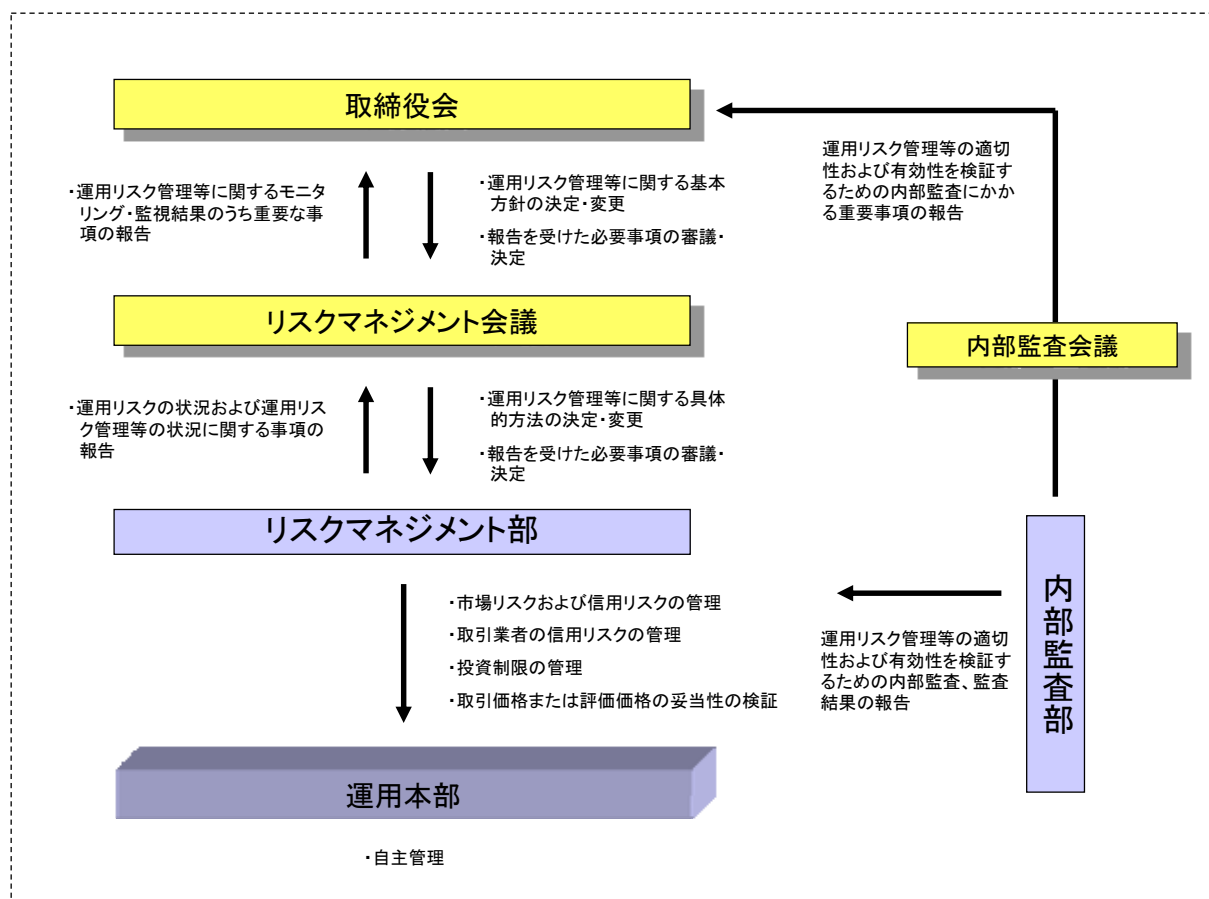
② ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



#### ※ 流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

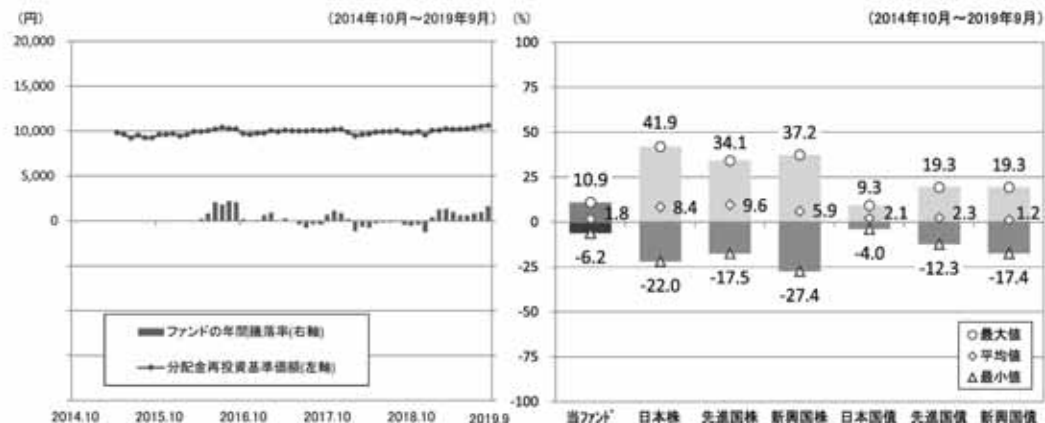
## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

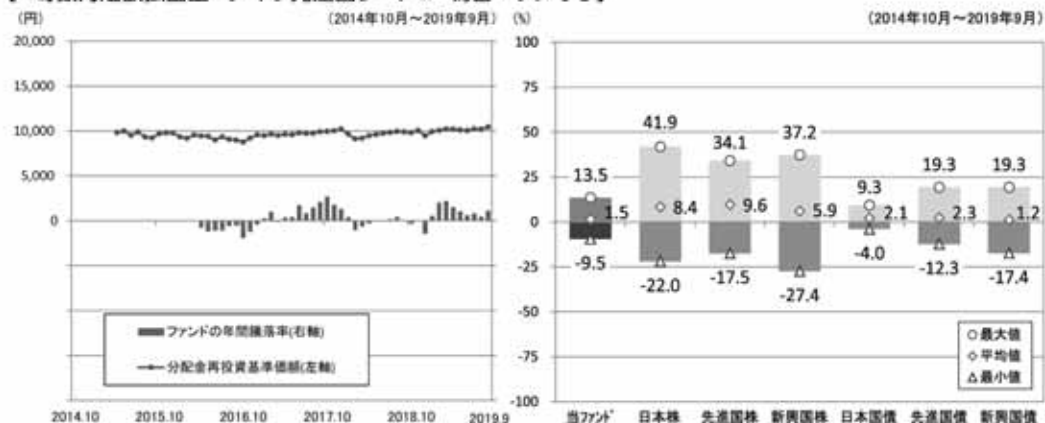
ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

【<奇数月定額払出型>ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり】



【<奇数月定額払出型>ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし】



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。



※資産クラスについて

日 本 株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜 3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の 9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

### (2) 換金（解約）手数料

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
信託終了前の解約の際に 1 万口当たり一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額の 0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

### (3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.353%（税抜 1.23%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

| 委託会社             | 販売会社             | 受託会社             |
|------------------|------------------|------------------|
| 年率 0.40%<br>（税抜） | 年率 0.80%<br>（税抜） | 年率 0.03%<br>（税抜） |

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、「為替ヘッジあり」については年率 1.893%（税込）程度、「為替ヘッジなし」については年率 1.873%（税込）程度です。

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 （1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・

運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

#### (4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

#### <投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

#### (5) 課税上の取扱い

課税上は株式投資信託として取扱われます。

##### ① 個人の投資者に対する課税

##### イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

##### ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

##### ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、

申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

## ② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収<sup>\*</sup>され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

### <注1> 個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。  
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

### <注2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

(※) 2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(※) 上記は、2019年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 運用状況

### ＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり

#### (1) 投資状況 (2019 年 9 月 30 日現在)

##### 投資状況

| 投資資産の種類               | 時価(円)      | 投資比率(%) |
|-----------------------|------------|---------|
| 投資信託受益証券              | 31,927,103 | 98.50   |
| 内 ケイマン諸島              | 31,927,103 | 98.50   |
| 親投資信託受益証券             | 49,885     | 0.15    |
| 内 日本                  | 49,885     | 0.15    |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 435,797    | 1.34    |
| 純資産総額                 | 32,412,785 | 100.00  |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

#### (2) 投資資産 (2019 年 9 月 30 日現在)

##### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 主要銘柄の詳細

|   | 銘柄名                                                  | 地域     | 種類        | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)   | 評価単価<br>時価<br>(円)   | 投資<br>比率<br>(%) |
|---|------------------------------------------------------|--------|-----------|----------------------|---------------------|---------------------|-----------------|
| 1 | GLOBAL REIT ALPHA FUND FIXED DISTRIBUTION JPY HEDGED | ケイマン諸島 | 投資信託受益証券  | 582,877.28           | 54.27<br>31,637,996 | 54.77<br>31,927,103 | 98.50           |
| 2 | ダイワ・マネースtock・マザーファンド                                 | 日本     | 親投資信託受益証券 | 49,806               | 1.0016<br>49,885    | 1.0016<br>49,885    | 0.15            |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

##### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率   |
|-----------|--------|
| 投資信託受益証券  | 98.50% |
| 親投資信託受益証券 | 0.15%  |
| 合計        | 98.66% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

##### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

##### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

|                               | 純資産総額<br>(分配落)<br>(円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配落)(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配付)(円) |
|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1 特定期間末<br>(2015 年 9 月 14 日) | 44,429,257            | 45,199,001            | 0.8658                     | 0.8808                     |
| 第2 特定期間末<br>(2016 年 3 月 14 日) | 45,576,566            | 46,346,392            | 0.8881                     | 0.9031                     |
| 第3 特定期間末<br>(2016 年 9 月 13 日) | 47,689,558            | 48,513,390            | 0.8683                     | 0.8833                     |
| 第4 特定期間末<br>(2017 年 3 月 13 日) | 45,525,413            | 46,383,341            | 0.7960                     | 0.8110                     |
| 第5 特定期間末<br>(2017 年 9 月 13 日) | 44,920,392            | 45,785,733            | 0.7787                     | 0.7937                     |
| 第6 特定期間末<br>(2018 年 3 月 13 日) | 38,074,955            | 38,894,329            | 0.6970                     | 0.7120                     |
| 第7 特定期間末<br>(2018 年 9 月 13 日) | 37,023,317            | 37,842,609            | 0.6778                     | 0.6928                     |
| 2018 年 9 月 末日                 | 36,348,576            | —                     | 0.6655                     | —                          |
| 10 月 末日                       | 36,205,448            | —                     | 0.6629                     | —                          |
| 11 月 末日                       | 36,029,352            | —                     | 0.6596                     | —                          |
| 12 月 末日                       | 34,621,323            | —                     | 0.6339                     | —                          |
| 2019 年 1 月 末日                 | 35,570,121            | —                     | 0.6512                     | —                          |
| 2 月 末日                        | 35,650,130            | —                     | 0.6527                     | —                          |
| 第8 特定期間末<br>(2019 年 3 月 13 日) | 34,702,878            | 35,514,132            | 0.6417                     | 0.6567                     |
| 3 月 末日                        | 35,111,044            | —                     | 0.6492                     | —                          |
| 4 月 末日                        | 34,813,783            | —                     | 0.6437                     | —                          |
| 5 月 末日                        | 34,091,719            | —                     | 0.6303                     | —                          |
| 6 月 末日                        | 34,239,217            | —                     | 0.6331                     | —                          |
| 7 月 末日                        | 33,845,788            | —                     | 0.6258                     | —                          |
| 8 月 末日                        | 32,892,897            | —                     | 0.6347                     | —                          |
| 第9 特定期間末<br>(2019 年 9 月 13 日) | 32,143,607            | 32,920,937            | 0.6203                     | 0.6353                     |
| 9 月 末日                        | 32,412,785            | —                     | 0.6255                     | —                          |

#### ② 分配の推移

|         | 1口当たり分配金(円) |
|---------|-------------|
| 第1 特定期間 | 0.0450      |
| 第2 特定期間 | 0.0450      |
| 第3 特定期間 | 0.0450      |

|         | 1口当たり分配金(円) |
|---------|-------------|
| 第4 特定期間 | 0.0450      |
| 第5 特定期間 | 0.0450      |
| 第6 特定期間 | 0.0450      |
| 第7 特定期間 | 0.0450      |
| 第8 特定期間 | 0.0450      |
| 第9 特定期間 | 0.0450      |

### ③ 収益率の推移

|         | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第1 特定期間 | △8.9   |
| 第2 特定期間 | 7.8    |
| 第3 特定期間 | 2.8    |
| 第4 特定期間 | △3.1   |
| 第5 特定期間 | 3.5    |
| 第6 特定期間 | △4.7   |
| 第7 特定期間 | 3.7    |
| 第8 特定期間 | 1.3    |
| 第9 特定期間 | 3.7    |

### (4) 設定及び解約の実績

|         | 設定数量(口)   | 解約数量(口)   |
|---------|-----------|-----------|
| 第1 特定期間 | 1,316,287 | 0         |
| 第2 特定期間 | 5,467     | 0         |
| 第3 特定期間 | 3,600,381 | 0         |
| 第4 特定期間 | 2,273,124 | 0         |
| 第5 特定期間 | 494,194   | 0         |
| 第6 特定期間 | 34,662    | 3,099,125 |
| 第7 特定期間 | 0         | 5,467     |
| 第8 特定期間 | 0         | 535,918   |
| 第9 特定期間 | 1,543     | 2,263,124 |

(注) 当初設定数量は 50,000,000 口です。



(参考) マザーファンド  
ダイワ・マネースtock・マザーファンド

(1) 投資状況 (2019 年 9 月 30 日現在)

投資状況

| 投資資産の種類               | 時価(円)          | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 98,196,016,624 | 100.00  |
| 純資産総額                 | 98,196,016,624 | 100.00  |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2019 年 9 月 30 日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

該当事項はありません。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

●＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり

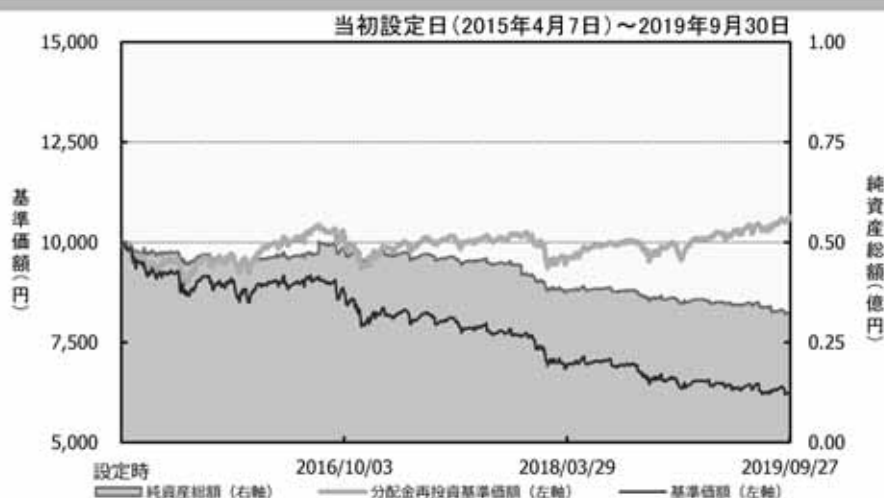
2019年9月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 6,255円 |
| 純資産総額 | 32百万円  |

| 基準価額の騰落率 |      |
|----------|------|
| 期間       | ファンド |
| 1カ月間     | 0.9% |
| 3カ月間     | 3.6% |
| 6カ月間     | 3.4% |
| 1年間      | 8.1% |
| 3年間      | 3.9% |
| 5年間      | -    |
| 設定来      | 6.1% |



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

| 決算期 | 直近1年間分配金合計額: 900円 |       |       |       |       |       |        |       |       |       |       |       | 設定来分配金合計額: 4,050円 |  |
|-----|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------------|--|
|     | 第16期              | 第17期  | 第18期  | 第19期  | 第20期  | 第21期  | 第22期   | 第23期  | 第24期  | 第25期  | 第26期  | 第27期  |                   |  |
|     | 17年11月            | 18年1月 | 18年3月 | 18年5月 | 18年7月 | 18年9月 | 18年11月 | 19年1月 | 19年3月 | 19年5月 | 19年7月 | 19年9月 |                   |  |
| 分配金 | 150円              | 150円  | 150円  | 150円  | 150円  | 150円  | 150円   | 150円  | 150円  | 150円  | 150円  | 150円  |                   |  |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

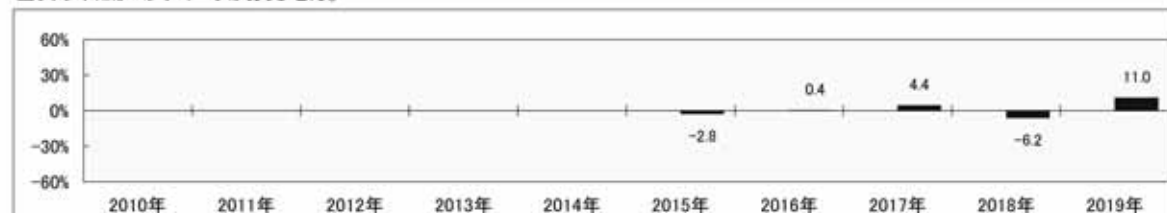
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 組入上位10ファンド                 |                          |       |
|----------------------------|--------------------------|-------|
| 運用会社名                      | ファンド名                    | 比率    |
| クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド | リートα・ファンド(固定分配クラス(円ヘッジ)) | 98.5% |
| 大和証券投資信託委託                 | ダイワ・マネースtock・マザーファンド     | 0.2%  |
|                            |                          |       |
|                            |                          |       |
|                            |                          |       |
|                            |                          |       |
|                            |                          |       |
|                            |                          |       |
| 合計                         |                          | 98.7% |

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2015年は設定日(4月7日)から年末、2019年は9月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし

(1) 投資状況 (2019 年 9 月 30 日現在)

投資状況

| 投資資産の種類               | 時価(円)      | 投資比率(%) |
|-----------------------|------------|---------|
| 投資信託受益証券              | 35,554,899 | 98.49   |
| 内 ケイマン諸島              | 35,554,899 | 98.49   |
| 親投資信託受益証券             | 49,885     | 0.14    |
| 内 日本                  | 49,885     | 0.14    |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 496,432    | 1.38    |
| 純資産総額                 | 36,101,216 | 100.00  |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2019 年 9 月 30 日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

|   | 銘柄名                                                  | 地域     | 種類        | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)   | 評価単価<br>時価<br>(円)   | 投資<br>比率<br>(%) |
|---|------------------------------------------------------|--------|-----------|----------------------|---------------------|---------------------|-----------------|
| 1 | GLOBAL REIT ALPHA FUND FIXED DISTRIBUTION NON HEDGED | ケイマン諸島 | 投資信託受益証券  | 682,056.03           | 51.56<br>35,168,855 | 52.12<br>35,554,899 | 98.49           |
| 2 | ダイワ・マネースtock・マザーファンド                                 | 日本     | 親投資信託受益証券 | 49,806               | 1.0016<br>49,885    | 1.0016<br>49,885    | 0.14            |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率   |
|-----------|--------|
| 投資信託受益証券  | 98.49% |
| 親投資信託受益証券 | 0.14%  |
| 合計        | 98.62% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

|                               | 純資産総額<br>(分配落)<br>(円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配落)(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配付)(円) |
|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1 特定期間末<br>(2015 年 9 月 14 日) | 49,219,394            | 50,067,670            | 0.8703                     | 0.8853                     |
| 第2 特定期間末<br>(2016 年 3 月 14 日) | 53,593,884            | 54,534,050            | 0.8551                     | 0.8701                     |
| 第3 特定期間末<br>(2016 年 9 月 13 日) | 47,592,252            | 48,532,418            | 0.7593                     | 0.7743                     |
| 第4 特定期間末<br>(2017 年 3 月 13 日) | 48,422,619            | 49,362,785            | 0.7726                     | 0.7876                     |
| 第5 特定期間末<br>(2017 年 9 月 13 日) | 55,240,665            | 56,350,808            | 0.7464                     | 0.7614                     |
| 第6 特定期間末<br>(2018 年 3 月 13 日) | 46,557,561            | 47,617,398            | 0.6589                     | 0.6739                     |
| 第7 特定期間末<br>(2018 年 9 月 13 日) | 43,109,810            | 44,088,038            | 0.6610                     | 0.6760                     |
| 2018 年 9 月 末日                 | 41,757,789            | —                     | 0.6615                     | —                          |
| 10 月 末日                       | 41,405,586            | —                     | 0.6553                     | —                          |
| 11 月 末日                       | 42,482,486            | —                     | 0.6569                     | —                          |
| 12 月 末日                       | 39,988,357            | —                     | 0.6184                     | —                          |
| 2019 年 1 月 末日                 | 41,002,729            | —                     | 0.6329                     | —                          |
| 2 月 末日                        | 41,565,907            | —                     | 0.6415                     | —                          |
| 第8 特定期間末<br>(2019 年 3 月 13 日) | 40,967,973            | 41,939,824            | 0.6323                     | 0.6473                     |
| 3 月 末日                        | 41,224,395            | —                     | 0.6363                     | —                          |
| 4 月 末日                        | 37,589,775            | —                     | 0.6360                     | —                          |
| 5 月 末日                        | 36,322,751            | —                     | 0.6146                     | —                          |
| 6 月 末日                        | 36,156,513            | —                     | 0.6108                     | —                          |
| 7 月 末日                        | 36,123,747            | —                     | 0.6067                     | —                          |
| 8 月 末日                        | 36,128,343            | —                     | 0.6045                     | —                          |
| 第9 特定期間末<br>(2019 年 9 月 13 日) | 35,784,738            | 36,681,197            | 0.5988                     | 0.6138                     |
| 9 月 末日                        | 36,101,216            | —                     | 0.6049                     | —                          |

#### ② 分配の推移

|         | 1口当たり分配金(円) |
|---------|-------------|
| 第1 特定期間 | 0.0450      |
| 第2 特定期間 | 0.0450      |
| 第3 特定期間 | 0.0450      |

|         | 1口当たり分配金(円) |
|---------|-------------|
| 第4 特定期間 | 0.0450      |
| 第5 特定期間 | 0.0450      |
| 第6 特定期間 | 0.0450      |
| 第7 特定期間 | 0.0450      |
| 第8 特定期間 | 0.0450      |
| 第9 特定期間 | 0.0450      |

### ③ 収益率の推移

|         | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第1 特定期間 | △8.5   |
| 第2 特定期間 | 3.4    |
| 第3 特定期間 | △5.9   |
| 第4 特定期間 | 7.7    |
| 第5 特定期間 | 2.4    |
| 第6 特定期間 | △5.7   |
| 第7 特定期間 | 7.1    |
| 第8 特定期間 | 2.5    |
| 第9 特定期間 | 1.8    |

### (4) 設定及び解約の実績

|         | 設定数量(口)    | 解約数量(口)   |
|---------|------------|-----------|
| 第1 特定期間 | 6,813,765  | 262,011   |
| 第2 特定期間 | 6,126,022  | 0         |
| 第3 特定期間 | 0          | 0         |
| 第4 特定期間 | 0          | 0         |
| 第5 特定期間 | 11,710,330 | 378,515   |
| 第6 特定期間 | 2,246,275  | 5,600,000 |
| 第7 特定期間 | 806,003    | 6,246,615 |
| 第8 特定期間 | 1,759,866  | 2,185,042 |
| 第9 特定期間 | 673,367    | 5,699,484 |

(注) 当初設定数量は 50,000,000 口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネーストック・マザーファンド

前記「＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり」の記載と同じ。

(参考情報) 運用実績

●＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし

2019年9月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 6,049円 |
| 純資産総額 | 36百万円  |

基準価額の騰落率

| 期間   | ファンド  |
|------|-------|
| 1カ月間 | 2.6%  |
| 3カ月間 | 4.0%  |
| 6カ月間 | 2.3%  |
| 1年間  | 5.6%  |
| 3年間  | 16.3% |
| 5年間  | -     |
| 設定来  | 4.5%  |



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

|     | 直近1年間分配金合計額: 900円 |       |       |       |       | 設定来分配金合計額: 4,050円 |        |       |       |       |       |       |
|-----|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 決算期 | 第16期              | 第17期  | 第18期  | 第19期  | 第20期  | 第21期              | 第22期   | 第23期  | 第24期  | 第25期  | 第26期  | 第27期  |
|     | 17年11月            | 18年1月 | 18年3月 | 18年5月 | 18年7月 | 18年9月             | 18年11月 | 19年1月 | 19年3月 | 19年5月 | 19年7月 | 19年9月 |
| 分配金 | 150円              | 150円  | 150円  | 150円  | 150円  | 150円              | 150円   | 150円  | 150円  | 150円  | 150円  | 150円  |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

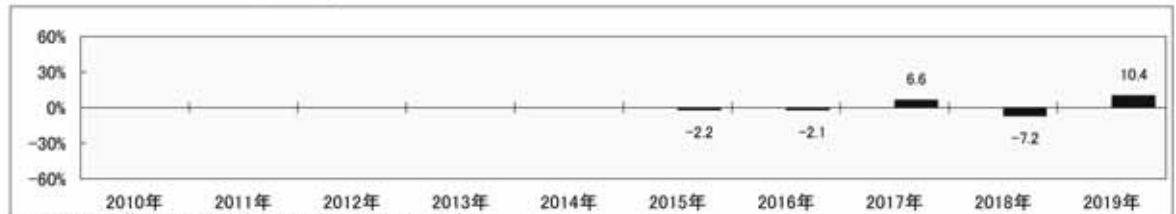
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 組入上位10ファンド                 |                           |       |
|----------------------------|---------------------------|-------|
| 運用会社名                      | ファンド名                     | 比率    |
| クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド | リートα・ファンド(固定分配クラス(ノンヘッジ)) | 98.5% |
| 大和証券投資信託委託                 | ダイワ・マネースtock・マザーファンド      | 0.1%  |
|                            |                           |       |
|                            |                           |       |
|                            |                           |       |
|                            |                           |       |
|                            |                           |       |
|                            |                           |       |
| 合計                         |                           | 98.6% |

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2015年は設定日(4月7日)から年末、2019年は9月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。



## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付を行ないません。

イ．ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後 3 時までには受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ．ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日  
ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

### ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の 9:00～17:00）

### ・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 6 営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### <信託財産留保額について>

当ファンドにおいては、信託終了前の解約の際に 1 万口当たり一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額の 0.3% を信託財産留保額としてご負担いただきます。

一部解約に対応して有価証券等の取引を行なう場合には、売買委託手数料等のコストが発生するほか、組入る有価証券等の市場価格が変動するリスクを信託財産が負うことになります。

信託財産留保額は、こうしたコスト等の負担について、受益権を継続して保有される方との公平性に資する目的で導入されているもので、解約の際に控除され、信託財産に繰入れられます。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

##### (注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

##### (注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
  1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
  2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
  3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

#### (2) 保管

該当事項はありません。

#### (3) 信託期間

2015年4月7日から2020年3月13日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4) 計算期間

毎年1月14日から3月13日まで、3月14日から5月13日まで、5月14日から7月13日まで、7月14日から9月13日まで、9月14日から11月13日まで、および11月14日から翌年1月13日までとします。ただし、第1計算期間は、2015年4月7日から2015年5月13日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

## (5) その他

### ① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、基準価額が「第 1 ファンドの状況」の「2 投資方針」に定める一定の条件を満たした場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
4. 委託会社は、前 1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
5. 前 4. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 5. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
6. 前 4. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
7. 前 4. から前 6. までの規定は、前 2. または前 3. の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 4. から前 6. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
8. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
9. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
10. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

### ② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のフ

ファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとし、

2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

### ③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

### ④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を毎年3月および9月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
  - ・ 委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

### ⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 4 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3 ファンドの経理状況

#### ＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2019年3月14日から2019年9月13日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2019 年 10 月 11 日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジありの 2019 年 3 月 14 日から 2019 年 9 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジありの 2019 年 9 月 13 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。



# 1 財務諸表

＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり

## (1) 貸借対照表

|                     | 前 期<br>2019 年 3 月 13 日現在<br>金 額 (円) | 当 期<br>2019 年 9 月 13 日現在<br>金 額 (円) |
|---------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 資産の部                |                                     |                                     |
| 流動資産                |                                     |                                     |
| コール・ローン             | 1,402,193                           | 1,305,657                           |
| 投資信託受益証券            | 34,136,894                          | 31,637,995                          |
| 親投資信託受益証券           | 49,905                              | 49,885                              |
| 流動資産合計              | 35,588,992                          | 32,993,537                          |
| 資産合計                | 35,588,992                          | 32,993,537                          |
| 負債の部                |                                     |                                     |
| 流動負債                |                                     |                                     |
| 未払収益分配金             | 811,254                             | 777,330                             |
| 未払受託者報酬             | 1,777                               | 1,734                               |
| 未払委託者報酬             | 71,772                              | 69,578                              |
| その他未払費用             | 1,311                               | 1,288                               |
| 流動負債合計              | 886,114                             | 849,930                             |
| 負債合計                | 886,114                             | 849,930                             |
| 純資産の部               |                                     |                                     |
| 元本等                 |                                     |                                     |
| 元本 ※1               | 54,083,605                          | 51,822,024                          |
| 剰余金                 |                                     |                                     |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) ※2 | △19,380,727                         | △19,678,417                         |
| (分配準備積立金)           | 4,530,957                           | 4,890,425                           |
| 元本等合計               | 34,702,878                          | 32,143,607                          |
| 純資産合計               | 34,702,878                          | 32,143,607                          |
| 負債純資産合計             | 35,588,992                          | 32,993,537                          |

## (2) 損益及び剰余金計算書

|                                                | 前 期<br>自 2018 年 9 月 14 日<br>至 2019 年 3 月 13 日 | 当 期<br>自 2019 年 3 月 14 日<br>至 2019 年 9 月 13 日 |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
|                                                | 金 額 (円)                                       | 金 額 (円)                                       |
| 営業収益                                           |                                               |                                               |
| 受取配当金                                          | 3,215,953                                     | 3,194,552                                     |
| 有価証券売買等損益                                      | △2,501,407                                    | △1,705,504                                    |
| 営業収益合計                                         | 714,546                                       | 1,489,048                                     |
| 営業費用                                           |                                               |                                               |
| 支払利息                                           | 99                                            | 128                                           |
| 受託者報酬                                          | 5,702                                         | 5,544                                         |
| 委託者報酬                                          | 229,719                                       | 223,030                                       |
| その他費用                                          | 1,388                                         | 1,302                                         |
| 営業費用合計                                         | 236,908                                       | 230,004                                       |
| 営業利益                                           | 477,638                                       | 1,259,044                                     |
| 経常利益                                           | 477,638                                       | 1,259,044                                     |
| 当期純利益                                          | 477,638                                       | 1,259,044                                     |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は<br>一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) | 7,632                                         | △4,496                                        |
| 期首剰余金又は期首欠損金 (△)                               | △17,596,206                                   | △19,380,727                                   |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                                 | 195,311                                       | 839,197                                       |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額<br>又は欠損金減少額                    | 195,311                                       | 839,197                                       |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                                 | —                                             | 543                                           |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額<br>又は欠損金増加額                    | —                                             | 543                                           |
| 分配金 ※1                                         | 2,449,838                                     | 2,399,884                                     |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△)                               | △19,380,727                                   | △19,678,417                                   |

### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分                | 当 期                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                   |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|                    | 自 2019 年 3 月 14 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 至 2019 年 9 月 13 日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br/>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br/>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> |                   |
| 2. 収益及び費用の計上基準     | <p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |                   |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分                 | 前 期                                              | 当 期                                              |
|---------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
|                     | 2019 年 3 月 13 日現在                                | 2019 年 9 月 13 日現在                                |
| 1. ※1 期首元本額         | 54,619,523 円                                     | 54,083,605 円                                     |
| 期中追加設定元本額           | — 円                                              | 1,543 円                                          |
| 期中一部解約元本額           | 535,918 円                                        | 2,263,124 円                                      |
| 2. 特定期間末日における受益権の総数 | 54,083,605 口                                     | 51,822,024 口                                     |
| 3. ※2 元本の欠損         | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 19,380,727 円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 19,678,417 円であります。 |

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分         | 前 期<br>自 2018 年 9 月 14 日<br>至 2019 年 3 月 13 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 当 期<br>自 2019 年 3 月 14 日<br>至 2019 年 9 月 13 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※1 分配金の計算過程 | <p>(自 2018 年 9 月 14 日 至 2018 年 11 月 13 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (985, 124 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (360, 467 円) 及び分配準備積立金 (4, 045, 771 円) より分配対象額は 5, 391, 362 円 (1 万口当たり 987. 08 円) であり、うち 819, 292 円 (1 万口当たり 150 円) を分配金額としております。</p> <p>(自 2018 年 11 月 14 日 至 2019 年 1 月 15 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (989, 944 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (360, 467 円) 及び分配準備積立金 (4, 211, 603 円) より分配対象額は 5, 562, 014 円 (1 万口当たり 1, 018. 32 円) であり、うち 819, 292 円 (1 万口当たり 150 円) を分配金額としております。</p> <p>(自 2019 年 1 月 16 日 至 2019 年 3 月 13 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1, 002, 954 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (356, 930 円) 及</p> | <p>(自 2019 年 3 月 14 日 至 2019 年 5 月 13 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (996, 574 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (357, 069 円) 及び分配準備積立金 (4, 530, 957 円) より分配対象額は 5, 884, 600 円 (1 万口当たり 1, 088. 03 円) であり、うち 811, 277 円 (1 万口当たり 150 円) を分配金額としております。</p> <p>(自 2019 年 5 月 14 日 至 2019 年 7 月 16 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (998, 914 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (357, 069 円) 及び分配準備積立金 (4, 716, 254 円) より分配対象額は 6, 072, 237 円 (1 万口当たり 1, 122. 72 円) であり、うち 811, 277 円 (1 万口当たり 150 円) を分配金額としております。</p> <p>(自 2019 年 7 月 17 日 至 2019 年 9 月 13 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (969, 061 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (342, 128 円) 及</p> |

|  |                                                                                                |                                                                                                |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | び分配準備積立金（4,339,257円）より分配対象額は5,699,141円（1万口当たり1,053.76円）であり、うち811,254円（1万口当たり150円）を分配金額としております。 | び分配準備積立金（4,698,694円）より分配対象額は6,009,883円（1万口当たり1,159.72円）であり、うち777,330円（1万口当たり150円）を分配金額としております。 |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|

（金融商品に関する注記）

#### I 金融商品の状況に関する事項

| 区 分                            | 当 期<br>自 2019年3月14日<br>至 2019年9月13日                                                                                                                                          |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針                | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。                                                                                                   |
| 2. 金融商品の内容及びリスク                | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制              | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。                                                                                                   |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項<br>についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。                                                       |

#### II 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分                      | 当 期<br>2019年9月13日現在                                                                                                             |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                     |
| 2. 金融商品の時価の算定方法          | (1) 有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。<br><br>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記)  
 売買目的有価証券

| 種 類       | 前 期<br>2019年3月13日現在         | 当 期<br>2019年9月13日現在         |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
|           | 最終の計算期間の損益に<br>含まれた評価差額 (円) | 最終の計算期間の損益に<br>含まれた評価差額 (円) |
| 投資信託受益証券  | 149,776                     | △639,928                    |
| 親投資信託受益証券 | △5                          | △5                          |
| 合計        | 149,771                     | △639,933                    |

(デリバティブ取引に関する注記)  
 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 前 期<br>2019年3月13日現在 | 当 期<br>2019年9月13日現在 |
|---------------------|---------------------|
| 該当事項はありません。         | 該当事項はありません。         |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 当 期<br>自 2019年3月14日<br>至 2019年9月13日                               |
|-------------------------------------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

(1口当たり情報)

|                           | 前 期<br>2019年3月13日現在   | 当 期<br>2019年9月13日現在   |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 0.6417 円<br>(6,417 円) | 0.6203 円<br>(6,203 円) |

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類          | 銘 柄                                                     | 券面総額        | 評価額<br>(円) | 備考 |
|--------------|---------------------------------------------------------|-------------|------------|----|
| 投資信託受益証券     | GLOBAL REIT ALPHA FUND FIXED<br>DISTRIBUTION JPY HEDGED | 582,877.280 | 31,637,995 |    |
| 投資信託受益証券 合計  |                                                         |             | 31,637,995 |    |
| 親投資信託受益証券    | ダイワ・マネースtock・マザーファン<br>ド                                | 49,806      | 49,885     |    |
| 親投資信託受益証券 合計 |                                                         |             | 49,885     |    |
| 合計           |                                                         |             | 31,687,880 |    |

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－グローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。



「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱーグローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ）」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表  
2019年2月28日

(円)

**資産**

|                                   |                       |
|-----------------------------------|-----------------------|
| 担保付スワップ投資の評価額（簿価：18,248,608,982円） | 10,485,042,165        |
| デリバティブ金融商品の評価額                    | 52,057,878            |
| 未収利息                              | 1,806,042             |
| 約定未収金                             | -                     |
| <b>資産合計</b>                       | <u>10,538,906,085</u> |

**負債**

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| デリバティブ金融商品の評価額 | 52,726,131        |
| 未払報酬代行会社報酬     | 1,806,042         |
| 未払償還金          | -                 |
| <b>負債合計</b>    | <u>54,532,173</u> |

|                             |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| <b>償却可能受益証券の保有者に帰属する純資産</b> | <u>10,484,373,912</u> |
|-----------------------------|-----------------------|

|          |                    |                   |
|----------|--------------------|-------------------|
| 帰属先別純資産： | ノンヘッジクラス受益証券       | 2,622,846,528     |
|          | 円ヘッジクラス受益証券        | 4,536,630,444     |
|          | 通貨セレクトクラス受益証券      | 3,248,761,961     |
|          | 固定分配クラス（ノンヘッジ）受益証券 | 41,038,550        |
|          | 固定分配クラス（円ヘッジ）受益証券  | <u>35,096,429</u> |

|            |                    |                |
|------------|--------------------|----------------|
| 発行済受益証券口数： | ノンヘッジクラス受益証券       | 37,978,559     |
|            | 円ヘッジクラス受益証券        | 94,519,945     |
|            | 通貨セレクトクラス受益証券      | 99,403,264     |
|            | 固定分配クラス（ノンヘッジ）受益証券 | 742,575        |
|            | 固定分配クラス（円ヘッジ）受益証券  | <u>617,846</u> |

|               |                    |               |
|---------------|--------------------|---------------|
| 受益証券一口当り純資産額： | ノンヘッジクラス受益証券       | 69.061        |
|               | 円ヘッジクラス受益証券        | 47.997        |
|               | 通貨セレクトクラス受益証券      | 32.683        |
|               | 固定分配クラス（ノンヘッジ）受益証券 | 55.265        |
|               | 固定分配クラス（円ヘッジ）受益証券  | <u>56.804</u> |

**包括利益計算書**  
2019 年 2 月 28 日に終了した年度

(円)

|                                       |                      |
|---------------------------------------|----------------------|
| 収益                                    |                      |
| 損益を通じて公正価値で測定される金融商品による純損益            |                      |
| 手数料収入                                 | 2,149,239,335        |
| 担保付スワップ投資による純損失                       | (882,830,010)        |
| デリバティブ純利益                             | 2,399,736            |
|                                       | 1,268,809,061        |
| <b>収益合計</b>                           | <b>1,268,809,061</b> |
| 営業費用                                  | 65,280,245           |
| <b>営業費用合計</b>                         | <b>65,280,245</b>    |
| 金融費用控除前営業利益                           | 1,203,528,816        |
| 償還可能受益証券の保有者への分配金                     | (2,083,959,090)      |
| <b>分配金支払後の償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の変動</b> | <b>(880,430,274)</b> |

| 決済日             | デリバティブ金融商品（為替先渡契約） |                   |                     | （純）評価額<br>（円）    |
|-----------------|--------------------|-------------------|---------------------|------------------|
|                 | 契約数                | 受取（評価益）<br>（円）    | 支払（評価損）<br>（円）      |                  |
| 2019 年 3 月 19 日 | 6                  | 43,474,096        | (13,367,863)        | 30,106,233       |
| 2019 年 3 月 20 日 | 26                 | 8,583,782         | (39,358,268)        | (30,774,486)     |
| <b>（純）評価額</b>   |                    | <b>52,057,878</b> | <b>(52,726,131)</b> | <b>(668,253)</b> |

「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

|                  | 2019年3月13日現在   | 2019年9月13日現在    |
|------------------|----------------|-----------------|
|                  | 金 額 (円)        | 金 額 (円)         |
| 資産の部             |                |                 |
| 流動資産             |                |                 |
| コール・ローン          | 61,631,689,233 | 103,298,074,038 |
| 国債証券             | 250,001,625    | —               |
| 流動資産合計           | 61,881,690,858 | 103,298,074,038 |
| 資産合計             | 61,881,690,858 | 103,298,074,038 |
| 負債の部             |                |                 |
| 流動負債             |                |                 |
| 未払解約金            | 725,000,000    | 8,000,000,000   |
| その他未払費用          | 138,893        | 61,004          |
| 流動負債合計           | 725,138,893    | 8,000,061,004   |
| 負債合計             | 725,138,893    | 8,000,061,004   |
| 純資産の部            |                |                 |
| 元本等              |                |                 |
| 元本 ※1            | 61,033,452,384 | 95,143,024,361  |
| 剰余金              |                |                 |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | 123,099,581    | 154,988,673     |
| 元本等合計            | 61,156,551,965 | 95,298,013,034  |
| 純資産合計            | 61,156,551,965 | 95,298,013,034  |
| 負債純資産合計          | 61,881,690,858 | 103,298,074,038 |

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分             | 自 2019 年 3 月 14 日<br>至 2019 年 9 月 13 日                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分                           | 2019 年 3 月 13 日現在 | 2019 年 9 月 13 日現在 |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|
| 1. ※1 期首                      | 2018 年 9 月 14 日   | 2019 年 3 月 14 日   |
| 期首元本額                         | 40,620,506,061 円  | 61,033,452,384 円  |
| 期中追加設定元本額                     | 81,493,316,621 円  | 112,979,654,634 円 |
| 期中一部解約元本額                     | 61,080,370,298 円  | 78,870,082,657 円  |
| 期末元本額の内訳                      |                   |                   |
| ファンド名                         |                   |                   |
| ダイワ米国バンクロン・ファンド (為替ヘッジあり)     | 9,963 円           | — 円               |
| 2014-07                       |                   |                   |
| ダイワ米国バンクロン・ファンド (為替ヘッジあり)     | 9,963 円           | — 円               |
| 2014-09                       |                   |                   |
| ダイワ米国バンクロン・ファンド (為替ヘッジあり)     | 9,962 円           | 9,962 円           |
| 2014-11                       |                   |                   |
| ロボット・テクノロジー関連株ファンド — ロボテック    | 947,268 円         | 947,268 円         |
| ダイワ／ミレーアセット・インド株式ファンド — インドの匠 | 29,910,270 円      | 29,910,270 円      |
| ワールド・フィンテック革命ファンド (為替ヘッジあり)   | 998 円             | 998 円             |
| ワールド・フィンテック革命ファンド (為替ヘッジなし)   | 998 円             | 998 円             |
| 新興国ソブリン・豪ドルファンド (毎月決算型)       | 999 円             | 999 円             |
| 新興国ソブリン・ブラジルリアルファンド (毎月決算型)   | 999 円             | 999 円             |
| 新興国ソブリン・ファンド (為替ヘッジあり／毎月決算型)  | 999 円             | 999 円             |

|                                                             |                  |                  |
|-------------------------------------------------------------|------------------|------------------|
| US短期ハイ・イールド社債<br>ファンド（為替ヘッジあり／<br>毎月決算型）                    | 102,434 円        | 102,434 円        |
| US短期高利回り社債ファン<br>ド（為替ヘッジあり／年1回<br>決算型）                      | 1,994 円          | 1,994 円          |
| ロボット・テクノロジー関連<br>株ファンド－ロボテック－<br>（為替ヘッジあり）                  | 39,849 円         | 39,849 円         |
| ロボット・テクノロジー関連<br>株ファンド（年1回決算型）－<br>ロボテック（年1回）－（為<br>替ヘッジあり） | 3,985 円          | 3,985 円          |
| iFree レバレッジ S&P500                                          | 995,814 円        | 995,814 円        |
| iFree レバレッジ NASDAQ100                                       | －円               | 29,943,109 円     |
| ダイワ上場投信－日経平均レ<br>バレッジ・インデックス                                | 5,487,332,683 円  | 4,911,565,673 円  |
| ダイワ上場投信－日経平均ダ<br>ブルインバース・インデック<br>ス                         | 3,538,805,883 円  | 4,536,789,944 円  |
| ダイワ上場投信－TOPIX レバ<br>レッジ（2倍）指数                               | 1,264,565,438 円  | 875,293,071 円    |
| ダイワ上場投信－TOPIX ダブ<br>ルインバース（-2倍）指数                           | 582,476,253 円    | 1,076,577,900 円  |
| ダイワ上場投信－日経平均イ<br>ンバース・インデックス                                | 20,770,176,439 円 | 46,620,451,844 円 |
| ダイワ上場投信－TOPIX イン<br>バース（-1倍）指数                              | 7,576,626,493 円  | 9,472,774,219 円  |
| ダイワ上場投信－JPX日経<br>400 レバレッジ・インデックス                           | 313,553,368 円    | 303,574,325 円    |
| ダイワ上場投信－JPX日経<br>400 インバース・インデックス                           | 1,609,731,368 円  | 811,328,174 円    |
| ダイワ上場投信－JPX日経<br>400 ダブルインバース・インデ<br>ックス                    | 177,240,485 円    | 511,559,859 円    |
| ダイワ米国投資法人債ファン<br>ド（為替ヘッジあり）2016-07                          | 997 円            | 997 円            |
| ダイワ米国投資法人債ファン<br>ド（部分為替ヘッジあり）<br>2016-07                    | 997 円            | 997 円            |
| ダイワ米国投資法人債ファン<br>ド（為替ヘッジあり）2017-06                          | 997 円            | 997 円            |
| ダイワ米国投資法人債ファン<br>ド（部分為替ヘッジあり）<br>2017-06                    | 997 円            | 997 円            |
| ダイワ米国投資法人債ファン<br>ド（為替ヘッジあり）2016-10                          | 997 円            | 997 円            |
| ダイワ米国投資法人債ファン<br>ド（部分為替ヘッジあり）<br>2016-10                    | 997 円            | 997 円            |
| 先進国トータルリターン戦略<br>ファンド（リスク抑制型／適                              | －円               | 4,492,163,684 円  |

|                                                                                 |                     |                     |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 格機関投資家専用)                                                                       |                     |                     |
| ダイワ日本株式ベア・ファン<br>ド (適格機関投資家専用)                                                  | 5, 105, 943, 495 円  | 6, 922, 448, 226 円  |
| 低リスク型アロケーションフ<br>ァンド (金利トレンド判断付<br>き/適格機関投資家専用)                                 | 199, 401, 795 円     | 179, 433, 743 円     |
| ダイワ日本国債 15-20 年ラダ<br>ー型ファンド・マネーポート<br>フォリオーSL トレーダー                             | 157, 363, 206 円     | 186, 025, 234 円     |
| ダイワ/モルガン・スタンレ<br>ー新興4 カ国不動産関連ファ<br>ンドー成長の槌音 (つちおと)<br>ー                         | 5, 020, 480 円       | 5, 020, 480 円       |
| ダイワ/ハリス世界厳選株フ<br>ァンド・マネー・ポートフォ<br>リオ                                            | 181, 839, 273 円     | 169, 844, 029 円     |
| ダイワ・アセアン内需関連株<br>ファンド・マネー・ポートフ<br>ォリオ                                           | 35, 289, 591 円      | 10, 164, 639 円      |
| 低リスク型アロケーションフ<br>ァンド (適格機関投資家専用)                                                | 13, 958, 125, 625 円 | 13, 958, 125, 625 円 |
| 通貨選択型ダイワ/ミレーア<br>セット・グローバル・グレー<br>トコンシューマー株式ファン<br>ドII 豪ドル・コース (毎月分<br>配型)      | 595, 106 円          | 595, 106 円          |
| 通貨選択型ダイワ/ミレーア<br>セット・グローバル・グレー<br>トコンシューマー株式ファン<br>ドII ブラジル・リアル・コー<br>ス (毎月分配型) | 987, 373 円          | 987, 373 円          |
| 通貨選択型ダイワ/ミレーア<br>セット・グローバル・グレー<br>トコンシューマー株式ファン<br>ドII 通貨セレクト・コース<br>(毎月分配型)    | 494, 581 円          | 494, 581 円          |
| ダイワUS 短期ハイ・イール<br>ド社債ファンド (為替ヘッジ<br>あり/年1 回決算型)                                 | 9, 957 円            | 9, 957 円            |
| ダイワ米国バンクローン・オー<br>ープン (為替ヘッジあり)                                                 | 997 円               | 997 円               |
| ダイワ米国バンクローン・オー<br>ープン (為替ヘッジなし)                                                 | 997 円               | 997 円               |
| ダイワ新グローバル・ハイブ<br>リッド証券ファンド (為替ヘ<br>ッジあり)                                        | 997 円               | 997 円               |
| ダイワ新グローバル・ハイブ<br>リッド証券ファンド (為替ヘ<br>ッジなし)                                        | 997 円               | 997 円               |
| ダイワ/ミレーアセット亜細<br>亜株式ファンド                                                        | 9, 958, 176 円       | 9, 958, 176 円       |
| <奇数月定額払出型>ダイワ                                                                   | 49, 806 円           | 49, 806 円           |

|                                                     |              |              |
|-----------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 先進国リートα 為替ヘッジあり                                     |              |              |
| <奇数月定額払出型>ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし                        | 49,806 円     | 49,806 円     |
| 通貨選択型ダイワ／ミレーアセット・グローバル好配当株α（毎月分配型）米ドル・コース           | 1,989,053 円  | 1,989,053 円  |
| 通貨選択型ダイワ／ミレーアセット・グローバル好配当株α（毎月分配型）ブラジル・リアル・コース      | 2,978,118 円  | 2,978,118 円  |
| 通貨選択型ダイワ／ミレーアセット・グローバル好配当株α（毎月分配型）通貨セレクト・コース        | 1,691,241 円  | 1,691,241 円  |
| ロボット・テクノロジー関連株ファンド（年1回決算型）ーロボテック（年1回）ー              | 100,588 円    | 100,588 円    |
| ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり（毎月分配型）                           | 399,083 円    | 399,083 円    |
| ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし（毎月分配型）                           | 99,771 円     | 99,771 円     |
| 通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）                      | 399,083 円    | 399,083 円    |
| 通貨選択型ダイワ先進国リートα 通貨セレクトコース（毎月分配型）                    | 99,771 円     | 99,771 円     |
| ダイワ／ミレーアセット・グローバル・グレートコンシューマー株式ファンド（為替ヘッジあり）        | 1,091,429 円  | 1,091,429 円  |
| ダイワ／ミレーアセット・グローバル・グレートコンシューマー株式ファンド（為替ヘッジなし）        | 315,004 円    | 315,004 円    |
| ダイワ／ミレーアセット・アジア・セクターリーダー株ファンド                       | 10,009,811 円 | 10,009,811 円 |
| ダイワ日本株ストラテジーα（通貨選択型）ージャパン・トリプルリターンズー 日本円・コース（毎月分配型） | 398,764 円    | 398,764 円    |
| ダイワ日本株ストラテジーα（通貨選択型）ージャパン・トリプルリターンズー 豪ドル・コース（毎月分配型） | 99,691 円     | 99,691 円     |
| ダイワ日本株ストラテジーα（通貨選択型）ージャパン・トリプルリターンズー ブラ             | 398,764 円    | 398,764 円    |



|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                             |                                                                                                                                             |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | ジル・リアル・コース（毎月分配型）<br>ダイワ日本株ストラテジーα<br>（通貨選択型）ージャパン・トリプルリターンズー 米ドル・コース（毎月分配型）<br>ダイワ日本株ストラテジーα<br>（通貨選択型）ージャパン・トリプルリターンズー 通貨セレクト・コース（毎月分配型）<br>通貨選択型ダイワ米国厳選株ファンドーイーグルアイⅡー 予想分配金提示型 日本円・コース<br>通貨選択型ダイワ米国厳選株ファンドーイーグルアイⅡー 予想分配金提示型 豪ドル・コース<br>通貨選択型ダイワ米国厳選株ファンドーイーグルアイⅡー 予想分配金提示型 ブラジル・リアル・コース<br>通貨選択型ダイワ米国厳選株ファンドーイーグルアイⅡー 予想分配金提示型 米ドル・コース<br>通貨選択型ダイワ米国厳選株ファンドーイーグルアイⅡー 予想分配金提示型 通貨セレクト・コース<br>計 | 398,764 円<br><br>1,993,820 円<br><br>300,273 円<br><br>200,861 円<br><br>300,273 円<br><br>1,999,177 円<br><br>505,900 円<br><br>61,033,452,384 円 | 398,764 円<br><br>1,993,820 円<br><br>300,273 円<br><br>200,861 円<br><br>300,273 円<br><br>1,999,177 円<br><br>505,900 円<br><br>95,143,024,361 円 |
| 2. | 期末日における受益権の総数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 61,033,452,384 口                                                                                                                            | 95,143,024,361 口                                                                                                                            |

## (金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

| 区 分                            | 自 2019年3月14日<br>至 2019年9月13日                                                                                           |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針                | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。                                             |
| 2. 金融商品の内容及びリスク                | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。        |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制              | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。                                             |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項<br>についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

## II 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分                          | 2019年9月13日現在                                                                |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表<br>計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法              | コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

| 種 類  | 2019年3月13日現在           | 2019年9月13日現在           |
|------|------------------------|------------------------|
|      | 当期間の損益に<br>含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に<br>含まれた評価差額（円） |
| 国債証券 | △1,625                 | —                      |
| 合計   | △1,625                 | —                      |

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2018年12月11日から2019年3月13日まで、及び2018年12月11日から2019年9月13日まで）を指しております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 2019年3月13日現在 | 2019年9月13日現在 |
|--------------|--------------|
| 該当事項はありません。  | 該当事項はありません。  |

(1 口当たり情報)

|               | 2019 年 3 月 13 日現在 | 2019 年 9 月 13 日現在 |
|---------------|-------------------|-------------------|
| 1 口当たり純資産額    | 1.0020 円          | 1.0016 円          |
| (1 万口当たり純資産額) | (10,020 円)        | (10,016 円)        |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2019年3月14日から2019年9月13日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2019 年 10 月 11 日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなしの 2019 年 3 月 14 日から 2019 年 9 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなしの 2019 年 9 月 13 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 1 財務諸表

＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし

## (1) 貸借対照表

|                     | 前 期<br>2019 年 3 月 13 日現在<br>金 額 (円) | 当 期<br>2019 年 9 月 13 日現在<br>金 額 (円) |
|---------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 資産の部                |                                     |                                     |
| 流動資産                |                                     |                                     |
| コール・ローン             | 1,661,928                           | 1,540,941                           |
| 投資信託受益証券            | 40,314,867                          | 35,168,855                          |
| 親投資信託受益証券           | 49,905                              | 49,885                              |
| 流動資産合計              | 42,026,700                          | 36,759,681                          |
| 資産合計                | 42,026,700                          | 36,759,681                          |
| 負債の部                |                                     |                                     |
| 流動負債                |                                     |                                     |
| 未払収益分配金             | 971,851                             | 896,459                             |
| 未払受託者報酬             | 2,072                               | 1,865                               |
| 未払委託者報酬             | 83,214                              | 75,114                              |
| その他未払費用             | 1,590                               | 1,505                               |
| 流動負債合計              | 1,058,727                           | 974,943                             |
| 負債合計                | 1,058,727                           | 974,943                             |
| 純資産の部               |                                     |                                     |
| 元本等                 |                                     |                                     |
| 元本 ※1               | 64,790,078                          | 59,763,961                          |
| 剰余金                 |                                     |                                     |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) ※2 | △23,822,105                         | △23,979,223                         |
| (分配準備積立金)           | 4,847,182                           | 5,096,243                           |
| 元本等合計               | 40,967,973                          | 35,784,738                          |
| 純資産合計               | 40,967,973                          | 35,784,738                          |
| 負債純資産合計             | 42,026,700                          | 36,759,681                          |

## (2) 損益及び剰余金計算書

|                             | 前 期<br>自 2018 年 9 月 14 日<br>至 2019 年 3 月 13 日 | 当 期<br>自 2019 年 3 月 14 日<br>至 2019 年 9 月 13 日 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
|                             | 金 額 (円)                                       | 金 額 (円)                                       |
| 営業収益                        |                                               |                                               |
| 受取配当金                       | 3,829,686                                     | 3,597,833                                     |
| 有価証券売買等損益                   | △2,472,135                                    | △2,663,120                                    |
| 営業収益合計                      | 1,357,551                                     | 934,713                                       |
| 営業費用                        |                                               |                                               |
| 支払利息                        | 117                                           | 136                                           |
| 受託者報酬                       | 6,627                                         | 6,047                                         |
| 委託者報酬                       | 266,617                                       | 243,877                                       |
| その他費用                       | 1,691                                         | 1,530                                         |
| 営業費用合計                      | 275,052                                       | 251,590                                       |
| 営業利益                        | 1,082,499                                     | 683,123                                       |
| 経常利益                        | 1,082,499                                     | 683,123                                       |
| 当期純利益                       | 1,082,499                                     | 683,123                                       |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額          | 8,954                                         | 457                                           |
| 期首剰余金又は期首欠損金 (△)            | △22,105,444                                   | △23,822,105                                   |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額              | 740,644                                       | 2,095,588                                     |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額<br>又は欠損金減少額 | 740,644                                       | 2,095,588                                     |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額              | 617,125                                       | 264,518                                       |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額<br>又は欠損金増加額 | 617,125                                       | 264,518                                       |
| 分配金 ※1                      | 2,913,725                                     | 2,670,854                                     |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△)            | △23,822,105                                   | △23,979,223                                   |

### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分                | 当 期                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                   |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|                    | 自 2019 年 3 月 14 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 至 2019 年 9 月 13 日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br/>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br/>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> |                   |
| 2. 収益及び費用の計上基準     | <p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |                   |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分                 | 前 期                                              | 当 期                                              |
|---------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
|                     | 2019 年 3 月 13 日現在                                | 2019 年 9 月 13 日現在                                |
| 1. ※1 期首元本額         | 65,215,254 円                                     | 64,790,078 円                                     |
| 期中追加設定元本額           | 1,759,866 円                                      | 673,367 円                                        |
| 期中一部解約元本額           | 2,185,042 円                                      | 5,699,484 円                                      |
| 2. 特定期間末日における受益権の総数 | 64,790,078 口                                     | 59,763,961 口                                     |
| 3. ※2 元本の欠損         | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 23,822,105 円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 23,979,223 円であります。 |



## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分         | 前 期<br>自 2018 年 9 月 14 日<br>至 2019 年 3 月 13 日                                                                                                                                                                                                                                                                               | 当 期<br>自 2019 年 3 月 14 日<br>至 2019 年 9 月 13 日                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※1 分配金の計算過程 | <p>(自 2018 年 9 月 14 日 至 2018 年 11 月 13 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1, 153, 966 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1, 359, 043 円) 及び分配準備積立金 (4, 166, 034 円) より分配対象額は 6, 679, 043 円 (1 万口当たり 1, 032. 82 円) であり、うち 970, 023 円 (1 万口当たり 150 円) を分配金額としております。</p> | <p>(自 2019 年 3 月 14 日 至 2019 年 5 月 13 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1, 096, 370 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1, 252, 320 円) 及び分配準備積立金 (4, 420, 853 円) より分配対象額は 6, 769, 543 円 (1 万口当たり 1, 145. 41 円) であり、うち 886, 518 円 (1 万口当たり 150 円) を分配金額としております。</p> |
|             | <p>(自 2018 年 11 月 14 日 至 2019 年 1 月 15 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1, 192, 184 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1, 372, 066 円) 及び分配準備積立金 (4, 349, 977 円) より分配対象額は 6, 914, 227 円 (1 万口当たり 1, 067. 17 円) であり、うち 971, 851 円 (1 万口当たり 150 円) を分配金額としております。</p> | <p>(自 2019 年 5 月 14 日 至 2019 年 7 月 16 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1, 111, 728 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1, 261, 339 円) 及び分配準備積立金 (4, 630, 705 円) より分配対象額は 7, 003, 772 円 (1 万口当たり 1, 183. 23 円) であり、うち 887, 877 円 (1 万口当たり 150 円) を分配金額としております。</p> |
|             | <p>(自 2019 年 1 月 16 日 至 2019 年 3 月 13 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1, 248, 723 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1, 372, 066 円)</p>                                                                                                                          | <p>(自 2019 年 7 月 17 日 至 2019 年 9 月 13 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1, 138, 146 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1, 320, 452 円)</p>                                                                                                                         |

|  |                                                                                                 |                                                                                                 |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 及び分配準備積立金(4,570,310円)より分配対象額は7,191,099円(1万口当たり1,109.91円)であり、うち971,851円(1万口当たり150円)を分配金額としております。 | 及び分配準備積立金(4,854,556円)より分配対象額は7,313,154円(1万口当たり1,223.67円)であり、うち896,459円(1万口当たり150円)を分配金額としております。 |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

| 区 分                            | 当 期<br>自 2019年3月14日<br>至 2019年9月13日                                                                                                                                          |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針                | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。                                                                                                   |
| 2. 金融商品の内容及びリスク                | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制              | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。                                                                                                   |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項<br>についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。                                                       |

#### II 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分                      | 当 期<br>2019年9月13日現在                                                                                                             |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                     |
| 2. 金融商品の時価の算定方法          | (1) 有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。<br><br>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記)  
 売買目的有価証券

| 種 類       | 前 期<br>2019 年 3 月 13 日現在    | 当 期<br>2019 年 9 月 13 日現在    |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
|           | 最終の計算期間の損益に<br>含まれた評価差額 (円) | 最終の計算期間の損益に<br>含まれた評価差額 (円) |
| 投資信託受益証券  | 1,123,801                   | △772,083                    |
| 親投資信託受益証券 | △5                          | △5                          |
| 合計        | 1,123,796                   | △772,088                    |

(デリバティブ取引に関する注記)  
 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 前 期<br>2019 年 3 月 13 日現在 | 当 期<br>2019 年 9 月 13 日現在 |
|--------------------------|--------------------------|
| 該当事項はありません。              | 該当事項はありません。              |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 当 期<br>自 2019 年 3 月 14 日<br>至 2019 年 9 月 13 日                     |
|-------------------------------------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

(1 口当たり情報)

|               | 前 期<br>2019 年 3 月 13 日現在 | 当 期<br>2019 年 9 月 13 日現在 |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 1 口当たり純資産額    | 0.6323 円                 | 0.5988 円                 |
| (1 万口当たり純資産額) | (6,323 円)                | (5,988 円)                |

(4) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類          | 銘 柄                                                     | 券面総額        | 評価額<br>(円) | 備考 |
|--------------|---------------------------------------------------------|-------------|------------|----|
| 投資信託受益証券     | GLOBAL REIT ALPHA FUND FIXED<br>DISTRIBUTION NON HEDGED | 682,056.030 | 35,168,855 |    |
| 投資信託受益証券 合計  |                                                         |             | 35,168,855 |    |
| 親投資信託受益証券    | ダイワ・マネースtock・マザーファン<br>ド                                | 49,806      | 49,885     |    |
| 親投資信託受益証券 合計 |                                                         |             | 49,885     |    |
| 合計           |                                                         |             | 35,218,740 |    |

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

**(参考)**

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱーグローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

**「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱーグローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））」の状況**

前記「＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり」に記載のとおりであります。

**「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」の状況**

前記「＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり」に記載のとおりであります。

## 2 ファンドの現況

### <奇数月定額払出型>ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり

#### 純資産額計算書

2019年9月30日

|     |                      |              |
|-----|----------------------|--------------|
| I   | 資産総額                 | 32,432,694 円 |
| II  | 負債総額                 | 19,909 円     |
| III | 純資産総額 (I - II)       | 32,412,785 円 |
| IV  | 発行済数量                | 51,822,024 口 |
| V   | 1 単位当たり純資産額 (III/IV) | 0.6255 円     |

(参考) ダイワ・マネースtock・マザーファンド

#### 純資産額計算書

2019年9月30日

|     |                      |                  |
|-----|----------------------|------------------|
| I   | 資産総額                 | 98,196,077,628 円 |
| II  | 負債総額                 | 61,004 円         |
| III | 純資産総額 (I - II)       | 98,196,016,624 円 |
| IV  | 発行済数量                | 98,040,229,058 口 |
| V   | 1 単位当たり純資産額 (III/IV) | 1.0016 円         |

### <奇数月定額払出型>ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし

#### 純資産額計算書

2019年9月30日

|     |                      |              |
|-----|----------------------|--------------|
| I   | 資産総額                 | 36,123,357 円 |
| II  | 負債総額                 | 22,141 円     |
| III | 純資産総額 (I - II)       | 36,101,216 円 |
| IV  | 発行済数量                | 59,685,067 口 |
| V   | 1 単位当たり純資産額 (III/IV) | 0.6049 円     |

(参考) ダイワ・マネースtock・マザーファンド

前記「<奇数月定額払出型>ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり」の記載と同じ。

## 第4 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典  
ありません。

(3) 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行  
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。  
受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。



## 第三部 委託会社等の情報

### 第 1 委託会社等の概況

#### 1 委託会社等の概況

##### a. 資本金の額

2019 年 9 月末日現在

資本金の額 151 億 7,427 万 2,500 円

発行可能株式総数 799 万 9,980 株

発行済株式総数 260 万 8,525 株

過去 5 年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4 名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### ② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

##### ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者である CIO (Chief Investment Officer) が議長となり、原則として月 1 回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

##### ハ. 運用会議

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

##### ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

###### ・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

###### ・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

###### ・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

- ・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2019年9月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格      | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託  | 63    | 119,570       |
| 追加型株式投資信託  | 712   | 15,788,257    |
| 株式投資信託 合計  | 775   | 15,907,827    |
| 単位型公社債投資信託 | 28    | 94,090        |
| 追加型公社債投資信託 | 14    | 1,400,808     |
| 公社債投資信託 合計 | 42    | 1,494,898     |
| 総合計        | 817   | 17,402,725    |

### 3 委託会社等の経理状況

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

小倉加奈子 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

間瀬友未 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

柴井康治 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (1) 貸借対照表

(単位:百万円)

|           | 前事業年度<br>(2018年3月31日) | 当事業年度<br>(2019年3月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部      |                       |                       |
| 流動資産      |                       |                       |
| 現金・預金     | 28,709                | 28,489                |
| 有価証券      | 0                     | 554                   |
| 前払費用      | 201                   | 214                   |
| 未収委託者報酬   | 12,368                | 11,468                |
| 未収収益      | 82                    | 98                    |
| その他       | 47                    | 56                    |
| 流動資産計     | 41,410                | 40,882                |
| 固定資産      |                       |                       |
| 有形固定資産    | ※1                    | ※1                    |
| 建物        | 213                   | 206                   |
| 器具備品      | 12                    | 10                    |
| 器具備品      | 200                   | 195                   |
| 無形固定資産    | 2,614                 | 2,821                 |
| ソフトウェア    | 2,456                 | 2,804                 |
| ソフトウェア仮勘定 | 158                   | 17                    |
| 投資その他の資産  | 15,066                | 12,799                |
| 投資有価証券    | 8,600                 | 8,493                 |
| 関係会社株式    | 5,129                 | 1,836                 |
| 出資金       | 183                   | 183                   |
| 長期差入保証金   | 1,072                 | 1,070                 |
| 繰延税金資産    | 1,078                 | 1,183                 |
| その他       | 34                    | 31                    |
| 固定資産計     | 18,927                | 15,827                |
| 資産合計      | 60,337                | 56,709                |

(単位:百万円)

|              | 前事業年度<br>(2018年 3 月31 日) | 当事業年度<br>(2019年 3 月31 日) |
|--------------|--------------------------|--------------------------|
| 負債の部         |                          |                          |
| 流動負債         |                          |                          |
| 預り金          | 65                       | 75                       |
| 未払金          | 9,747                    | 8,548                    |
| 未払収益分配金      | 8                        | 15                       |
| 未払償還金        | 59                       | 40                       |
| 未払手数料        | 5,202                    | 4,610                    |
| その他未払金 ※2    | 4,476                    | 3,882                    |
| 未払費用         | 4,148                    | 3,735                    |
| 未払法人税等       | 850                      | 726                      |
| 未払消費税等       | 583                      | 255                      |
| 賞与引当金        | 1,012                    | 725                      |
| その他          | 335                      | 2                        |
| 流動負債計        | 16,744                   | 14,070                   |
| 固定負債         |                          |                          |
| 退職給付引当金      | 2,350                    | 2,389                    |
| 役員退職慰労引当金    | 125                      | 103                      |
| その他          | 5                        | 2                        |
| 固定負債計        | 2,481                    | 2,496                    |
| 負債合計         | 19,225                   | 16,567                   |
| 純資産の部        |                          |                          |
| 株主資本         |                          |                          |
| 資本金          | 15,174                   | 15,174                   |
| 資本剰余金        |                          |                          |
| 資本準備金        | 11,495                   | 11,495                   |
| 資本剰余金合計      | 11,495                   | 11,495                   |
| 利益剰余金        |                          |                          |
| 利益準備金        | 374                      | 374                      |
| その他利益剰余金     |                          |                          |
| 繰越利益剰余金      | 13,850                   | 13,052                   |
| 利益剰余金合計      | 14,225                   | 13,426                   |
| 株主資本合計       | 40,895                   | 40,096                   |
| 評価・換算差額等     |                          |                          |
| その他有価証券評価差額金 | 216                      | 46                       |
| 評価・換算差額等合計   | 216                      | 46                       |
| 純資産合計        | 41,112                   | 40,142                   |
| 負債・純資産合計     | 60,337                   | 56,709                   |

## (2) 損益計算書

(単位:百万円)

|              | 前事業年度<br>(自 2017年 4 月 1 日<br>至 2018年 3 月31日) | 当事業年度<br>(自 2018年 4 月 1 日<br>至 2019年 3 月31日) |
|--------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 営業収益         |                                              |                                              |
| 委託者報酬        | 82,510                                       | 76,052                                       |
| その他営業収益      | 733                                          | 673                                          |
| 営業収益計        | 83,244                                       | 76,725                                       |
| 営業費用         |                                              |                                              |
| 支払手数料        | 40,392                                       | 35,789                                       |
| 広告宣伝費        | 673                                          | 694                                          |
| 調査費          | 9,816                                        | 9,066                                        |
| 調査費          | 955                                          | 1,057                                        |
| 委託調査費        | 8,860                                        | 8,009                                        |
| 委託計算費        | 839                                          | 1,351                                        |
| 営業雑経費        | 1,579                                        | 1,557                                        |
| 通信費          | 249                                          | 228                                          |
| 印刷費          | 500                                          | 513                                          |
| 協会費          | 53                                           | 55                                           |
| 諸会費          | 13                                           | 13                                           |
| その他営業雑経費     | 762                                          | 746                                          |
| 営業費用計        | 53,300                                       | 48,459                                       |
| 一般管理費        |                                              |                                              |
| 給料           | 5,840                                        | 5,755                                        |
| 役員報酬         | 377                                          | 373                                          |
| 給料・手当        | 3,973                                        | 4,145                                        |
| 賞与           | 477                                          | 510                                          |
| 賞与引当金繰入額     | 1,012                                        | 725                                          |
| 福利厚生費        | 788                                          | 796                                          |
| 交際費          | 55                                           | 64                                           |
| 旅費交通費        | 195                                          | 178                                          |
| 租税公課         | 501                                          | 472                                          |
| 不動産賃借料       | 1,281                                        | 1,291                                        |
| 退職給付費用       | 316                                          | 374                                          |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 46                                           | 34                                           |
| 固定資産減価償却費    | 977                                          | 907                                          |
| 諸経費          | 1,528                                        | 1,819                                        |
| 一般管理費計       | 11,531                                       | 11,693                                       |
| 営業利益         | 18,411                                       | 16,572                                       |



(単位:百万円)

|              | 前事業年度<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) |
|--------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業外収益        |                                        |                                        |
| 投資有価証券売却益    | 210                                    | 215                                    |
| 有価証券償還益      | 17                                     | 133                                    |
| その他          | 130                                    | 172                                    |
| 営業外収益計       | 359                                    | 521                                    |
| 営業外費用        |                                        |                                        |
| 投資有価証券売却損    | 0                                      | 40                                     |
| 有価証券償還損      | 3                                      | 32                                     |
| その他          | 25                                     | 60                                     |
| 営業外費用計       | 29                                     | 132                                    |
| 経常利益         | 18,741                                 | 16,961                                 |
| 特別損失         |                                        |                                        |
| 関係会社整理損失     | 333                                    | 29                                     |
| 特別損失計        | 333                                    | 29                                     |
| 税引前当期純利益     | 18,407                                 | 16,931                                 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,843                                  | 5,076                                  |
| 法人税等調整額      | △106                                   | △15                                    |
| 法人税等合計       | 5,737                                  | 5,060                                  |
| 当期純利益        | 12,670                                 | 11,870                                 |

### (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

|                     | 株主資本    |         |       |          |          |          |
|---------------------|---------|---------|-------|----------|----------|----------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金 |          |          | 株主資本合計   |
|                     |         | 資本準備金   | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計  |          |
|                     |         |         |       | 繰越利益剰余金  |          |          |
| 当期首残高               | 15, 174 | 11, 495 | 374   | 12, 231  | 12, 606  | 39, 276  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | -       | -       | -     | 480      | 480      | 480      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 15, 174 | 11, 495 | 374   | 12, 712  | 13, 086  | 39, 756  |
| 当期変動額               |         |         |       |          |          |          |
| 剰余金の配当              | -       | -       | -     | △11, 532 | △11, 532 | △11, 532 |
| 当期純利益               | -       | -       | -     | 12, 670  | 12, 670  | 12, 670  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -       | -       | -     | -        | -        | -        |
| 当期変動額合計             | -       | -       | -     | 1, 138   | 1, 138   | 1, 138   |
| 当期末残高               | 15, 174 | 11, 495 | 374   | 13, 850  | 14, 225  | 40, 895  |

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計   |
|---------------------|--------------|------------|---------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 当期首残高               | 264          | 264        | 39,540  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | -            | -          | 480     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 264          | 264        | 40,021  |
| 当期変動額               |              |            |         |
| 剰余金の配当              | -            | -          | △11,532 |
| 当期純利益               | -            | -          | 12,670  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △47          | △47        | △47     |
| 当期変動額合計             | △47          | △47        | 1,090   |
| 当期末残高               | 216          | 216        | 41,112  |

当事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

|                     | 株主資本   |        |       |                     |         |         |
|---------------------|--------|--------|-------|---------------------|---------|---------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金 |                     |         | 株主資本合計  |
|                     |        | 資本準備金  | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |
| 当期首残高               | 15,174 | 11,495 | 374   | 13,850              | 14,225  | 40,895  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | -      | -      | -     | -                   | -       | -       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 15,174 | 11,495 | 374   | 13,850              | 14,225  | 40,895  |
| 当期変動額               |        |        |       |                     |         |         |
| 剰余金の配当              | -      | -      | -     | △12,669             | △12,669 | △12,669 |
| 当期純利益               | -      | -      | -     | 11,870              | 11,870  | 11,870  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -      | -      | -     | -                   | -       | -       |
| 当期変動額合計             | -      | -      | -     | △798                | △798    | △798    |
| 当期末残高               | 15,174 | 11,495 | 374   | 13,052              | 13,426  | 40,096  |

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計   |
|---------------------|--------------|------------|---------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 当期首残高               | 216          | 216        | 41,112  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | -            | -          | -       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 216          | 216        | 41,112  |
| 当期変動額               |              |            |         |
| 剰余金の配当              | -            | -          | △12,669 |
| 当期純利益               | -            | -          | 11,870  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △170         | △170       | △170    |
| 当期変動額合計             | △170         | △170       | △969    |
| 当期末残高               | 46           | 46         | 40,142  |

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

##### (2) その他有価証券

###### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

|      |         |
|------|---------|
| 建物   | 10～18 年 |
| 器具備品 | 4～20 年  |

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### 5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(税効果会計に係る会計基準の適用指針の適用)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、子会社株式等に対する投資に係る将来加算一時差異に基づく繰延税金負債を過年度に遡及して取り崩した結果、貸借対照表の繰延税金負債が480百万円減少し、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の前事業年度期首残高が480百万円増加しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

当財務諸表の作成時において検討中であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取配当金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「受取配当金」75百万円、「その他」55百万円は、「その他」130百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「有価証券償還損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」の「その他」に表示していた29百万円は、「有価証券償還損」3百万円、「その他」25百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

|      | 前事業年度<br>(2018年3月31日) | 当事業年度<br>(2019年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物   | 29百万円                 | 31百万円                 |
| 器具備品 | 235百万円                | 264百万円                |

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

|     | 前事業年度<br>(2018年3月31日) | 当事業年度<br>(2019年3月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 未払金 | 4,406百万円              | 3,788百万円              |

3 保証債務

前事業年度 (2018年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 1,701 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度 (2019年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 1,719 百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

|       | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 |                |                |                |               |
| 普通株式  | 2,608          | —              | —              | 2,608         |
| 合 計   | 2,608          | —              | —              | 2,608         |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 剰余金の配当の<br>総額(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2017年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 11,532             | 4,421           | 2017年<br>3月31日 | 2017年<br>6月27日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 12,669百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 4,857円
- ④ 基準日 2018年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2018年6月26日

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

|       | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 |                |                |                |               |
| 普通株式  | 2,608          | —              | —              | 2,608         |
| 合 計   | 2,608          | —              | —              | 2,608         |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 剰余金の配当の<br>総額（百万円） | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2018年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 12,669             | 4,857           | 2018年<br>3月31日 | 2018年<br>6月26日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 11,868百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 4,550円
- ④ 基準日 2019年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2019年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。



### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①市場リスクの管理

##### (i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

##### (ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

#### ②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

|                            | 貸借対照表<br>計上額(*1) | 時価(*1)   | 差額 |
|----------------------------|------------------|----------|----|
| (1) 現金・預金                  | 28,709           | 28,709   | —  |
| (2) 未収委託者報酬                | 12,368           | 12,368   | —  |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>其他有価証券 | 7,631            | 7,631    | —  |
| 資産計                        | 48,709           | 48,709   | —  |
| (1) 未払手数料                  | (5,202)          | (5,202)  | —  |
| (2) その他未払金                 | (4,476)          | (4,476)  | —  |
| (3) 未払費用(*2)               | (3,286)          | (3,286)  | —  |
| 負債計                        | (12,965)         | (12,965) | —  |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

|                            | 貸借対照表<br>計上額(*1) | 時価(*1)   | 差額 |
|----------------------------|------------------|----------|----|
| (1) 現金・預金                  | 28,489           | 28,489   | —  |
| (2) 未収委託者報酬                | 11,468           | 11,468   | —  |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>其他有価証券 | 8,380            | 8,380    | —  |
| 資産計                        | 48,338           | 48,338   | —  |
| (1) 未払手数料                  | (4,610)          | (4,610)  | —  |
| (2) その他未払金                 | (3,882)          | (3,882)  | —  |
| (3) 未払費用(*2)               | (2,805)          | (2,805)  | —  |
| 負債計                        | (11,298)         | (11,298) | —  |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

#### 負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

| 区分                         | 前事業年度<br>(2018年3月31日) | 当事業年度<br>(2019年3月31日) |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| (1) その他有価証券<br>非上場株式       | 970                   | 666                   |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式<br>非上場株式 | 5,129                 | 1,836                 |
| (3) 長期差入保証金                | 1,072                 | 1,070                 |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2018年3月31日)

(単位: 百万円)

|                                   | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-----------------------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金                             | 28,709 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬                           | 12,368 | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの | 0      | 5,302       | 1,801        | 117  |
| 合計                                | 41,078 | 5,302       | 1,801        | 117  |

当事業年度 (2019年3月31日)

(単位: 百万円)

|                                   | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超  |
|-----------------------------------|--------|-------------|--------------|-------|
| 現金・預金                             | 28,489 | -           | -            | -     |
| 未収委託者報酬                           | 11,468 | -           | -            | -     |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの | 554    | 4,284       | 2,227        | 1,227 |
| 合計                                | 40,512 | 4,284       | 2,227        | 1,227 |

(有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2018年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,836百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

前事業年度（2018年3月31日）

|                      | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                   |               |             |
| （１）株式                | 134               | 55            | 79          |
| （２）その他<br>証券投資信託     | 4,196             | 3,740         | 456         |
| 小計                   | 4,331             | 3,795         | 535         |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                   |               |             |
| その他<br>証券投資信託        | 3,299             | 3,522         | △223        |
| 小計                   | 3,299             | 3,522         | △223        |
| 合計                   | 7,631             | 7,318         | 312         |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 970百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2019年3月31日）

|                      | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                   |               |             |
| （１）株式                | 87                | 55            | 32          |
| （２）その他<br>証券投資信託     | 4,991             | 4,712         | 278         |
| 小計                   | 5,079             | 4,767         | 311         |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                   |               |             |
| その他<br>証券投資信託        | 3,301             | 3,560         | △258        |
| 小計                   | 3,301             | 3,560         | △258        |
| 合計                   | 8,380             | 8,328         | 52          |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

| 種類                | 売却額<br>(百万円) | 売却益の合計額<br>(百万円) | 売却損の合計額<br>(百万円) |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式            | -            | -                | -                |
| (2) その他<br>証券投資信託 | 1,963        | 210              | 0                |
| 合計                | 1,963        | 210              | 0                |

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

| 種類                | 売却額<br>(百万円) | 売却益の合計額<br>(百万円) | 売却損の合計額<br>(百万円) |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式            | 389          | 86               | -                |
| (2) その他<br>証券投資信託 | 3,517        | 128              | 40               |
| 合計                | 3,907        | 215              | 40               |

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、該当事項はありません。

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

#### 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|             | 前事業年度<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) |
|-------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,318百万円                               | 2,350百万円                               |
| 勤務費用        | 159                                    | 158                                    |
| 退職給付の支払額    | △166                                   | △171                                   |
| その他         | 38                                     | 52                                     |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,350                                  | 2,389                                  |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                         | 前事業年度<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) |
|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務           | 2,350 百万円                              | 2,389 百万円                              |
| 貸借対照表に計上された負債<br>と資産の純額 | 2,350                                  | 2,389                                  |
| 退職給付引当金                 | 2,350                                  | 2,389                                  |
| 貸借対照表に計上された負債<br>と資産の純額 | 2,350                                  | 2,389                                  |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 | 前事業年度<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 勤務費用            | 159 百万円                                | 158 百万円                                |
| その他             | 24                                     | 41                                     |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 184                                    | 199                                    |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度171百万円、当事業年度174百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

|              | 前事業年度<br>(2018年3月31日) | 当事業年度<br>(2019年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産       |                       |                       |
| 退職給付引当金      | 719                   | 731                   |
| 賞与引当金        | 244                   | 182                   |
| システム関連費用     | 16                    | 170                   |
| 未払事業税        | 162                   | 141                   |
| 出資金評価損       | 94                    | 94                    |
| 投資有価証券評価損    | 68                    | 32                    |
| その他          | 297                   | 240                   |
| 繰延税金資産小計     | 1,602                 | 1,592                 |
| 評価性引当額       | △200                  | △164                  |
| 繰延税金資産合計     | 1,402                 | 1,428                 |
| 繰延税金負債       |                       |                       |
| 連結法人間取引（譲渡益） | △159                  | △159                  |
| その他有価証券評価差額金 | △164                  | △85                   |
| 繰延税金負債合計     | △323                  | △244                  |
| 繰延税金資産の純額    | 1,078                 | 1,183                 |

(注)「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度における会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の繰延税金負債の連結法人間取引（譲渡益）は480百万円減少しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2018年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。



(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

| 種類  | 会社等の名称                                  | 所在地       | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容   | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容    | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------------------------------------|-----------|-------------------|---------|-------------------------|-----------|----------|---------------|----|---------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133               | 金融商品取引業 | (所有) 直接100.0            | 経営管理      | 債務保証 (注) | 1,701         | —  | —             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

| 種類  | 会社等の名称                                        | 所在地       | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容   | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容     | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------------------------------------------|-----------|-------------------|---------|-------------------------|-----------|-----------|---------------|----|---------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.       | Singapore | 133               | 金融商品取引業 | (所有) 直接100.0            | 経営管理      | 債務保証 (注1) | 1,719         | —  | —             |
| 子会社 | Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd. | India     | 1,207             | 金融商品取引業 | (所有) 直接91.0             | 経営管理      | 有償減資 (注2) | 3,293         | —  | —             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(注2) 当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

| 種類                  | 会社等の<br>名称                    | 所在地         | 資本金ま<br>たは出資<br>金<br>(百万円) | 事業の<br>内容       | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係           | 取引の内容                    | 取引金額<br>(百万円)<br>(注1) | 科目          | 期末残高<br>(百万円)<br>(注1) |
|---------------------|-------------------------------|-------------|----------------------------|-----------------|--------------------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------|-------------|-----------------------|
| 同一の親<br>会社をも<br>つ会社 | 大和証券㈱                         | 東京都<br>千代田区 | 100,000                    | 金融商<br>品取引<br>業 | —                              | 証券投資信託受<br>益証券の募集販<br>売 | 証券投資信託<br>の代行手数料<br>(注2) | 23,216                | 未払手数料       | 3,913                 |
| 同一の親<br>会社をも<br>つ会社 | ㈱大和総研<br>ビジネス・<br>イノベーシ<br>ョン | 東京都<br>江東区  | 3,000                      | 情報サ<br>ービス<br>業 | —                              | ソフトウェアの<br>開発           | ソフトウェア<br>の購入 (注3)       | 1,020                 | 未払費用        | 233                   |
| 同一の親<br>会社をも<br>つ会社 | 大和プロパ<br>ティ㈱                  | 東京都<br>中央区  | 100                        | 不動産<br>管理業      | —                              | 本社ビルの管理                 | 不動産の賃借<br>料 (注4)         | 1,048                 | 長期差入保<br>証金 | 1,055                 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

| 種類                  | 会社等の<br>名称                    | 所在地         | 資本金ま<br>たは出資<br>金<br>(百万円) | 事業の<br>内容       | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係           | 取引の内容                    | 取引金額<br>(百万円)<br>(注1) | 科目          | 期末残高<br>(百万円)<br>(注1) |
|---------------------|-------------------------------|-------------|----------------------------|-----------------|--------------------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------|-------------|-----------------------|
| 同一の親<br>会社をも<br>つ会社 | 大和証券㈱                         | 東京都<br>千代田区 | 100,000                    | 金融商<br>品取引<br>業 | —                              | 証券投資信託受<br>益証券の募集販<br>売 | 証券投資信託<br>の代行手数料<br>(注2) | 19,975                | 未払手数料       | 3,400                 |
| 同一の親<br>会社をも<br>つ会社 | ㈱大和総研<br>ビジネス・<br>イノベーシ<br>ョン | 東京都<br>江東区  | 3,000                      | 情報サ<br>ービス<br>業 | —                              | ソフトウェアの<br>開発           | ソフトウェア<br>の購入 (注3)       | 1,052                 | 未払費用        | 173                   |
| 同一の親<br>会社をも<br>つ会社 | 大和プロパ<br>ティ㈱                  | 東京都<br>中央区  | 100                        | 不動産<br>管理業      | —                              | 本社ビルの管理                 | 不動産の賃借<br>料 (注4)         | 1,063                 | 長期差入保<br>証金 | 1,055                 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

### （1株当たり情報）

| 前事業年度<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) |            | 当事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) |            |
|----------------------------------------|------------|----------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                              | 15,760.66円 | 1株当たり純資産額                              | 15,389.06円 |
| 1株当たり当期純利益                             | 4,857.40円  | 1株当たり当期純利益                             | 4,550.81円  |

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注2）「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度における会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の1株当たり純資産額は184円26銭増加しております。

（注3）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

|                 | 前事業年度<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当期純利益（百万円）      | 12,670                                 | 11,870                                 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 2,608,525                              | 2,608,525                              |

### （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4 利害関係人との取引制限

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 その他

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
2020年4月1日付で、定款について次の変更を行なう予定です。
  - ・ 商号の変更（大和アセットマネジメント株式会社に変更）
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実  
訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 追加型証券投資信託

(＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり)

約 款

大和証券投資信託委託株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざすとともに、払出水準に基づいて、投資者に対し奇数月に資金の払出しを行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

イ. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱーグローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ）」（以下「リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ）」）といたします。）の受益証券（円建）

ロ. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券

#### (2) 投資態度

- ① 主として、リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））の受益証券を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざします。
- ② 当ファンドは、リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））とダイワ・マネースtock・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ③ リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ④ 上記①～③にかかわらず、基準価額（1万口当たり。既払払出金を加算しません。以下④において同じ。）が一度でも2,000円を下回った場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。ただし、基準価額が2,000円を下回ってから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。
- ⑤ 払出水準に基づいて、投資者に対し奇数月に資金の払出しを行ないます。
- ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資制限  
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への直接投資は、行ないません。

### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、1万口あたり150円の払出水準に基づき、これを上限として払出額を決定します。ただし、当ファンドが繰上償還することが決定した場合は、決定以後払出しを行ないません。また、分配対象額が少額の場合には、払出しを行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
(＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり)  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第20条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金5,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から2020年3月13日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については5,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらか

じめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

1. 別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日
2. 第36条第2項第2号に定める日（この信託の運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託者が定める日に限り除きます。）

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載



または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の第1号に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の第2号に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の第3号から第5号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱーグローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（円ヘッジ））」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる投資信託の受益証券および第2号に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15

条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条 この信託の計算期間は、毎年1月14日から3月13日まで、3月14日から5月13日まで、5月14日から7月13日まで、7月14日から9月13日まで、9月14日から11月13日まで、および11月14日から翌年1月13日までとします。ただし、第1計算期間は、2015年4月7日から2015年5月13日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

（信託財産に関する報告等）

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の123の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金については前条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第3項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第33条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

1. 別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日

2. 前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、基準価額が運用の基本方針に定める一定の条件を満たした場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、この信託が主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

④ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第4項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項または第3項の規定に基づいてこの信託契約を解約すると

き、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場

合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 第33条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2015年 4月7日

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

## I 別に定める取引所

約款第12条および第36条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所  
ロンドン証券取引所

## 追加型証券投資信託

(＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし)

約 款

大和証券投資信託委託株式会社



## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざすとともに、払出水準に基づいて、投資者に対し奇数月に資金の払出しを行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

イ. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIーグローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ）」（以下「リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ）」）といいます。）の受益証券（円建）

ロ. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券

#### (2) 投資態度

- ① 主として、リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））の受益証券を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざします。
- ② 当ファンドは、リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））とダイワ・マネースtock・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ③ リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ））では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ④ 上記①～③にかかわらず、基準価額（1万口当たり。既払払出金を加算しません。以下④において同じ。）が一度でも2,000円を下回った場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。ただし、基準価額が2,000円を下回ってから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。
- ⑤ 払出水準に基づいて、投資者に対し奇数月に資金の払出しを行ないます。
- ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資制限  
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への直接投資は、行ないません。

### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、1万口あたり150円の払出水準に基づき、これを上限として払出額を決定します。ただし、当ファンドが繰上償還することが決定した場合は、決定以後払出しを行ないません。また、分配対象額が少額の場合には、払出しを行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
(＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし)  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第20条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金5,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から2020年3月13日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については5,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらか

じめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

1. 別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日
2. 第36条第2項第2号に定める日（この信託の運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託者が定める日に限り除きます。）

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載

または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の第1号に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の第2号に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の第3号から第5号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ－グローバル・リートα・ファンド（固定分配クラス（ノンヘッジ）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる投資信託の受益証券および第2号に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15

条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条 この信託の計算期間は、毎年1月14日から3月13日まで、3月14日から5月13日まで、5月14日から7月13日まで、7月14日から9月13日まで、9月14日から11月13日まで、および11月14日から翌年1月13日までとします。ただし、第1計算期間は、2015年4月7日から2015年5月13日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

（信託財産に関する報告等）

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の123の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、

- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金については前条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第3項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第33条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

1. 別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日

2. 前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、基準価額が運用の基本方針に定める一定の条件を満たした場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、この信託が主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

④ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第4項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項または第3項の規定に基づいてこの信託契約を解約すると



き、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場

合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 第33条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2015年 4月7日

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

## I 別に定める取引所

約款第12条および第36条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所  
ロンドン証券取引所